

監獄雜誌

第八卷第一号

目 録

- 第八卷初刊の辭……………(一頁)
- 論說……………(三頁)
- 小河道次郎氏の歸朝を觀迎す……………(九頁)
- 感化院設立の急務……………(九頁)
- 特別寄書……………(十一頁)
- 霞堂主人の勅令第三百六十二號の解釋を讀む……………(十一頁)
- 雜錄……………(十九頁)
- 明治二十九年監獄重要記事……………(十九頁)
- 寄書……………(十九頁)
- 明治三十年の新刊を祝す……………(十九頁)
- 監獄官吏の定員及び俸給……………(十九頁)
- 囚徒逃走罪を再犯を以て論ぜざるの所以を論ず……………(十九頁)
- 囚人に齒磨機使用せしむる件に就て……………(十九頁)
- 第百二號監獄協會雜誌雜錄中清浦新法相の獄創意見を讀む……………(十九頁)
- 記事を讀で感あり……………(十九頁)
- 吉田徳太郎君に呈す……………(十九頁)
- 減食全廢に就て……………(十九頁)
- 分房制に不定期刑を併立せざるべからず……………(十九頁)
- 再び囚徒の冷水浴に就て……………(十九頁)
- 外數件……………(十九頁)
- 雜報……………(四十三頁)
- 皇太后陛下の大喪に就て……………(四十三頁)
- 死刑の執行停止……………(四十三頁)
- 大赦特赦令……………(四十三頁)
- 小河道次郎氏の歸朝……………(四十三頁)
- 改正制服の着用……………(四十六頁)
- 應答……………(四十六頁)
- 數十件……………(四十六頁)

警察監獄學會發兌

恭賀新年

明治三十年一月



恭賀新年

明治三十年一月



浦 太 郎
羽 村 就 久
印 南 於 兎 吉

坪 井 直 彦

早速御祝詞ニ預リ候處旅行中ニテ失禮仕候乍略義紙上ヲ以御年賀申上候

恭賀新正

明治三十年一月

警察監獄學會



小生義此度無事歸朝候ニ付テハ早速各地僚友各位ヨリ鄭重ナル慰問ヲ賜リ難有尙又小生滯歐中モ公私何角高慮被爲懸以御蔭諸事好都合ヲ得候段感謝之至リニ奉存候尙ホ研究上ノ件ニ就テハ追々御報告可申上機會モ可有之右ハ不取敢本誌上ニテ御禮申上度如此ニ御坐候敬具

東京麹町區飯田町六丁目二十六番地

明治三十年一月

小河 滋 次 郎

僚友各位

○廣告
留岡幸助君著

感化事業之發達

定價 十八錢
郵稅 四錢

我國今日まで未此種の書あらず、我國民は不幸にして未だ此種の事業に其趣味を有せざる也、而も
早晩、眞面目なる政治家、宗教家等の眼中に實際問題として映じ來るべきは實に此問題に外ならず、
若し日本たるもの物質の文明而已を以て満足する能はずんば社會改善の最大要務として是非とも此
問題に到着せざるば止まじ、
本書は著者自ら米國各洲に遊歴し、監獄及び感化事業の現況を視察し其研習する處を以て歐洲各國
に於る此事業の實例を列舉し、進んで我國の事情に應用すべき方法を論究したるもの也、
書中感化院と監獄の關係を論ずる一章の如きは犯罪を減少し、犯罪者を改良せんと欲する施政家の
一讀せざるものなり、

目次は左の如し

○題字 司法大臣 浦全吾君 ○序文 前大審院長 三好退藏君、湖處士、○自序 ○總論 感化事業の
精神と其方法 ○第一章 紀元前の小兒に對する社會思想と紀元後に於る救兒事業の嚆矢第二章
獨佛米に於る文明國の法律 ○第三章 英國感化院の發達 ○第四章 惡少年の發生 ○第五章 少年犯罪
者に對する國家の感化院設立に關する法案、我邦少年犯罪者に關する刑法の沿革 ○第七章 感化院と監獄
の關係 ○第八章 感化院の政治家に關する研究 ○第九章 必らずしも慈眼愛腸の宗教家と言はず、荷も社會改良の高
志を懷くもの國家の政治家を言はず、必らずしも慈眼愛腸の宗教家と言はず、荷も社會改良の高
なるは讀下の際必ず腦裏に反映せざる可らず放て茲に喫筆を勞せず、

發兌

東京京橋區出雲町一番地

警醒社書店

北海天福堂主人編

第二版

立志美談

定價金三十錢

郵稅四錢

右は極めて平易なる文章を以て偉人志士の傳を記述し細かなる書を挿し教導訓誨のために編したるものなるにより監獄署の備附圖書として囚人貸與の書籍に宜しく又保護場感化院の看讀書籍に適ふものなり既に府縣監獄署に用ゐられたる向き十數縣あり一本を試閱し其用に當てられんことを希望す

東京澁谷村宮益町三十八番地

同 情 會

爲替は青山郵便局へ御拂込を乞ふ

警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字 内務省警保局長 小野田元熙君序文
司法次官清浦奎吾君序文 帝國大學法科大學長 穂積陳重君序文
神奈川縣知事 中野健明君序文 内務省土木局長 都筑馨六君序文
静岡縣知事 小松原英太郎君序文 内務省官文學士 久米金彌君序文
神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著 内務省參事官文學士 久米金彌君序文

監獄學全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司法次官清浦奎吾君序文 内務省儲獄務顧問 故フラン、ゼー、パツハ君序文
東京集治監典獄 石澤謹吾君序文 内務書記官文學士 久米金彌君序文
前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文
宇川 盛三郎君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

獨逸監獄管理法

完

静岡縣知事小松原 英太郎君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君著
內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文

看守必携獄務提要

完

静岡縣知事小松原英太郎君題字
宮城縣典獄山崎義徳君序文
前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城集治監教誨師藤吉智教君著

監内揭示條目辯解

全

● 第八卷初刊の辭

二陽來復明治二十九年は今や茫乎として既に舊夢に屬し茲に明治三十年の新乾坤を迎ふ、然れば予輩は更に筆硯を新にし本會々友、會員諸君に對し恭しく新年の祝詞を呈し諸君の幸福を慶賀す、且は本誌の第八卷の新刊に該るを以て不肖等又一言の辭なかるべからずと信じ敢て左の卑言を述べんとす

本年は維れ大政維新以後正に三十年、我帝國は實に而立の時代に達せり尋常一様の歳首と雖も年々之を祝せざるなし況んや此多幸なる新年をや、是れ他なし征清戦捷後に於て國威頓に地球の表面に一頭地を抜き内は専ら膨脹的新日本に於ける諸般の施設經營は朝野の共に畫作する所にして外は諸交國との交情益々親密を加へ條約改正も將に日ならずして完成を告げんとし當局者亦之れか實施準備に忙殺せられんとす、然り而して此多幸有望なる新年に際し我監獄事業の既往に照し將來を觀察するに前途尙遼遠なりと雖も將に是れ童心を離れ而立の志を確定するにあらずんば焉ぞ能く前途の煩擾に耐へんや予輩が茲に所謂而立の志と云ひ煩擾と云ふ等しく是れ今後二ヶ年後の改正條約實施後に於ける監獄當局者の準備素養の外ならざるなり果して然りとせば此二年有餘の短日月間に

於て我監獄事業に向て行はるべき改良準備は果して幾何かある其管に二三に止まらざるは勿論、有形に無形に新思想を聳動すべきもの多々益々多かるべきを信ず、幸ふ我監獄社會其人ありと知られたる小河滋次郎氏の今回使命を全ふし歐洲より無事歸朝せられたるあり内外獄政の顧問として予輩が指教を仰ぐに便なるものあり氏たるもの亦た能く予輩の微衷を入れ教へを垂れらるゝに吝ならざるは素より將に論を俟たざる所なり敢て新年に際し此有望且つ愉快なる開春を祝すと爾云

監獄雜誌 記者 謹言

監獄雜誌第八卷第壹號

論 說

●小河滋次郎氏の歸朝を歓迎す

明治廿八年即ち西曆千八百九十五年六月佛京巴黎府に於て開設せられたる第三回萬國監獄會議へ參列の爲め帝國政府委員として派遣せられたる非職神奈川縣典獄小河滋次郎氏は今回使命を終へ粲然たる名譽と絶大なる實驗を双肩に荷ひ本月十二日無事歸京せられたり予輩は氏か此行に當て聊か送辭を述べ之を壯送したり、而して此開春第一に於て氏か歸朝を見る我學會茲に燕稿を草し觀迎の辭となさんとす抑も萬國監獄會議の性質及歴史の如何は予輩茲に呶々するを須わすと雖も蓋し該會の成立は文明諸國の委員共同相議し監獄事業の文華を増進せんとするにあるは素より正に論を俟たざる所なり、從來我監獄事業は其真相に於て敢て他國に譲る所なかりしと雖も我國より當局委員を特派して該會に臨ましめたるは實に本回を以て嚆矢となす、然り而して該會の成立目的にして既に前述の趣旨に出

てたりとせんか之に参列せしむべき委員は學者に偏せず實務家に限らざるは勿論
學識優健加ふるに老練敏達之士に非すんは能く我帝國を代表して文明的の斯會議
に派遣参列せしむべからざるは亦素より當然なりとす、宜なる哉政府曩きに學識
經驗共に豊富なる小河滋次郎氏を衆に撰拔し帝國委員として該會議に列席せしめ
たりしに氏は今回此重任を全ふし使命を畢へ無事歸朝せらる、氏の名譽や高く其
功や偉大なり

小河氏素と東京外國語學校に修め、東京專門學校を終へ、大學に斯學を專攻せら
れ仕官して後内務省警保局監獄課長として傍ら監獄に關する諸種の著述をなし當
局者を裨益せしこと尠少にあらず出で、神奈川縣典獄とあるに及んで罪囚及び
部下の吏員皆其德高しとし令聞淺からざりし、氏の此素養德望を以て萬國監獄會
議に望まるとや彼れの真相を看破し、帝國の文華を各國委員の間へ紹介し、歐米
人をして後へは瞠若たらしむるに至らしめしは將に掩ふべからざるの事實にして
現に該會閉會後佛國政府は氏の効績を録し光輝ある同國第三等勳章を贈與するに
至りしは帝國の光榮たるは勿論、氏の名譽や高く其功や偉大なり

氏は亦本會閉會後豫期の如く獨逸に至り中央監獄は勿論聯邦諸國の監獄を巡閱し

身自ら監獄事務に就き刃筆の勞を採り研究怠りなく傍ら全國監獄官練習所に入り
自から練習生となり其第一回は既に其業を卒へられ尙其上に餘暇を以て彼の「ク
ローチ」老典獄（全氏現今ハ既に其職を去り内務省所屬監獄局長の資格なりと）に
就き交談肘を交へ斯道の蘊奥を研究せられ或は時として全氏と同行し又は單獨地
方の監獄を巡閱調査せられたる等獨逸聯邦は足跡到らざる所なく其他歐洲諸國の
監獄事業をも併せて研究せられたりと云へば氏が今回齎らし歸られたる監獄治務
の經驗學識は實に世界の粹を集めたるものにして氏が從來の識驗に加ふるに以上
の研究事項を以てす其深淵にして際涯なき焉を予輩の縷々を須るんや、氏の名譽
や高く其効や偉大なり

氏は又昨年駐歐中瑞西國「ゼチーブ」府に於て開設せられたる萬國刑事人類學會へ
帝國委員として列席すべき命を承け八月其行に上ほり十月使命を終へ再び伯林に
引返されたりと抑も刑事人類學會は刑事上の犯罪者を体格容貌、即ち生理的に犯
罪を研究する學派にして近代に至り甚だ斬新の説をなすものあり大に監獄と密接
の關係を有せり然れば氏が此會議に参列せられたる結果亦尠からざる有益緊切の
事項を齎らされたること予輩の確く信じて疑はざる所なり、氏の名譽や高く其効

や偉大なり

最終に一言すべきは氏は日清交戦の中途に當て帝國を辭し萬里の波濤を蹴て歐洲行に上り駐歐正に二年今や戰勝後の第二年開春に際し無事歸朝せられたり氏が渡歐中我國監獄事業堪能の士亦決して尠なきにあらざると雖も氏が不在中の我國監獄事業は今後の如く爾かく多忙有事の日はあらざりしなり、然れども今日以後我國監獄の前途は如何と云ふに將に是れ條約改正實施準備の秋にして朝、野共に之に忙殺せられんとす況んや外國人を我國法に依り我國の監獄に拘禁するの濫觴たるに於てをや此好機に當り氏の歸朝を見る予輩氏に囑望するや大なり然れば氏か蘊蓄し歸られたる實驗と識力とを以てせば監獄に關する改正條約實施の準備は易々たるものあらん政府又夙に其顧問とし氏の識見に出づるもの蓋し多からん、氏の名譽や高く其効や偉大なり

何故に氏の名譽や高く其効や偉大なるかは是れ他なし氏が帝國政府委員として帝國監獄代表者として萬國委員の間に介立して能く此重任を盡されたればなり、回想すれば嚮きに氏を横濱の埠頭に送りし日は正に二年以前の春色駘蕩墨堤の花將に笑はんとするの時季にして今日氏を帝都に迎ふるの日は恰も是れ開春第一臥龍の

梅花將一蕾を破綻するの季節ならんとは蓋し宇宙の順環偶々茲に出づるなりと雖も送迎恰も此期に當す豈に故なしとせんや、臥龍の二字採て以て氏の將來の筌と爲す願はくは國家の爲め自重せられんことを聊か氏が歸朝を祝し萬歳を祈ること爾かり

●感化院設立の急務

留 岡 幸 助

國の本は民にあり、民にして病み迷ふ時は其國や又健全なる發達を爲す能はず、以是國を愛し民を思ふの志士仁人は須臾も國の本たる民を忘るゝ能はず、近來犯罪の數漸次増發して毎年法網に觸れて犯罪者となるもの其數凡そ十七八万の多きに達せりと云ふ、民の父母を以て其責とする政府國を愛するの志士仁人かかる由々敷大事を對岸の火災視して可ならんや、而犯罪者中百分比の七十若くは七十五は再犯以上なりと云ふ、民の罪を再びするに至る原由枚舉に遑あらずと雖其最大原因の一たるものは悪少年を教育する感化院のなき事なり

少年者の犯罪を爲すに至る素より彼等に良家庭なく、良教育なきを以てなり、彼等を導くに慈母あり良教師あらん乎彼等は何を苦んてか、惡少年とならんや少年の犯罪を爲す其因多くは茲に埋伏せずんばあらず、然るを犯罪したる少年を捕へて此を惡漢化し難き罪囚の群たる監獄に繋ぐは我國刑法の一大汚點なりとす不論罪を以て處斷されたる未丁年者は懲治場に送らるゝと雖懲治場は監獄の高壁中にあれば此又少年を教育する適地にあらず、以是歐米各國何れの國に往くも惡少年を教育する感化院は此を監獄と分離し山青く

水清き尤も天然の感化多き地に於てせざるもの殆んど稀なり、歐米各國に於て感化事業に成功せし者を舉ぐれば先づ指を英國に屈せざる可らず、英國は今より二十年の昔は犯罪人の數此を人口に比較するに人口千人に犯罪人二人の割合なりしが近年に至り犯罪者の比例は人口千人に犯罪一人弱に當ると云ふ、犯罪者の減少實に驚く可きにあらざるや、英國に於ける犯罪減少は其原因一二にして足らずと雖其重因は犯罪を未成に防く感化事業の整備にありと云ふ、

抑々幾度か犯罪を重複して心石よりも硬くなりたる罪囚を改良すると犯罪の未だ其形を成さざる惡少年を改良すると其難易果して如何ぞや、惡少年及犯罪少年を捕へて之を監獄に繋留するは吾人の以て我國刑法の一大欠點なりと云ふは抑又故なしとせず、誰か塞胃せし患者を疾病なるの故を以て虎列刺患者の苦悶する避病院に送るものあらんや、監獄に罪囚の繋留さるゝ恰も傳染病者の避病院に於けるが如し、然るに傳染の恐れ多き監獄に未だ年囚を繋ぐは恰も塞胃にて發熱せるものを避病院に送ると何ぞ擇ばん彼に惡疫傳染せざらんとするも得可らず、此れ現今我國犯罪者中百に對する七十の多き再犯者ある所以なり、以是國に犯罪の減少せんことを希望するものは監獄改良而已を以て満足せず大に感化事業に力を致さざる可らず泰西の俚諺に曰く『感化事業の百目は、監獄事業の一貫目に勝る』とは此れ此を言ひしものなり、吾人は近年社會改良論者が唱道する監獄改良忽諸に付す可からずとの言を聞くと雖此に連帶して感化事業の忽にすべからざるを唱道するものなきは一大恨事とする所なり、罪の頑然成りたるを改良するは難く此を其初期に於て防遏するは易し、此れ感化事業の今日に必要な所以なり、希くは江湖の志士仁人奮つて感化院設立に盡力せられんことを吾人の之を望むや切且つ大なり、

特別寄書

●霞堂主人の勅令第三百六十二號の解釋を讀む

在奈良 洋々 散士

霞堂主人は本誌第七卷第十一號に於て勅令第三百六十二號の解釋と題し看守設置程度の解釋を施されたり而して或る論者の拘禁男子五十人を加ふる毎に看守五人を増加することを得との説を駁撃せられたり而して其の駁撃の理由に至ては主人自ら前後矛盾の説を爲せり散士は或論者と同感なるを以て嘗て本誌に於て看守設置程度の改正を見るに題し論述したることあり依て爰に散士は或論者に代て聊か之を辯せんと欲す主人幸に之を了せよ主人曰く曲て論者の如く解釋するに於ては三箇年間の平均數に依り折角看守の定員を定めたるにも拘はらず一旦定めたる後に於て在監人多少増減するときは従前の如く否一層頻繁に看守を増減せざるを得ずと是れ主人は反對論者の説を誤解せり反對論者と雖ども五十人を減する毎に看守を減せざるを得ずと云ふにあらざる何となれば減員する場合は第四條に明に百人に付看守五人の割

今を以て其の年度内に於て臨時看守を減員することを得とあるを以て必ずしも減員するに及ばず一に當局者の權内にありとす然るを第一條の精神に於て尙五十人を減する毎に看守五名を減せざるを得ざるが如く立論して駁撃したるは是れ前後矛盾したりと云はざるを得ず主人曰く反對者の云へる如く第一條の精神に依て五十人を増加したるとき看守五人を増加することを得るとせば頻繁にして改正の利益なく却て弊害あり云々と主人よ請ふ一考せよ舊令は其の差異を生じたる時期に於て必ず之を行はざる可からざるが如く解せざるを得ず故に主人の云へる如く不利なるを以て一ヶ月間拘禁男子の平均數を以て看守を増減せしも後には三ヶ月の平均數に依ることの内定せられたるものならん然るに此の舊條文は削除せられたるを以て五十人を増加したるときは何時にても五名の看守を増加し得るものにして其の差異を生じたるるとき直に之を増加せざるを得ずと云ふにあらず果して然りとせば決して頻繁と云ふことを得ず且つ減する場合は一に當局者の權内にあるを以て些少の不便も存在すること無し然るに主人は曰く新令に於ては一ヶ月間は其の定員を動かさらしめんこと

を冀圖したるにも拘はらず尙拘禁男子五十人増加するに從て看守を増加することを得と云へば改正の効は何れに存するやと論するにも拘はらず未段に至て在監人増加の場合に於て絶對的に看守を増員することを得ずと云ふにあらす唯第一條に依て増員することを得ずと云ふに過ぎず即ち第三條の特別の事情と云ふに依て増加することを得るなりと是れ主人の議論前後矛盾するの甚しきものなり何となれば曩には一定不動の定員を拘禁男子五十人を超ゆる毎に看守五人を増加せば改正の効なしと云ひながら尙第三條の特別の事情と云ふに依て増加することを得ると論すればなり之を前後矛盾の議論と云はすして將た何をか矛盾の議論と云はん如斯論するときは主人の反對者を駁撃したるの理由は却て自己の議論を駁撃するに至るものなり何となれば結局主人は拘禁男子に増加を來たしたるときは第一條に依て増加するか將第三條の特別の事情と云ふに依て増加するかと云ふの一點に歸着するものゝ如し果して然りとせば主人の所謂一定不動の定員なるを以て變更す可きものにあらずとの理由は殆ど自己自ら撞着するの理由と云はざるを得ず散士は爰に第一條の精神に依て増加し

得可きものにして決して第三條に依て増加し得可きものに非らざるの理由を詳述せんと欲す主人は第三條の特別の事情と云へるを解釋して曰く既往三ヶ年平均數より實際に於て拘禁男子に増加を來たし檢束上の差支を生ずる等の場合に在ては第三條に依り須用の看守を増置するは素より支障なかるべし要するに第三條は監獄の構造役業の種類其の他必要の場合に於て看守を増加し定員の不足を補ふ救済法たるものなり云云と嗚呼何ぞ誤解の甚しきや主人は如何なる解釋法を以て特別の事情と云ふことを單に必要な場合と解釋するや散士と雖も特別の事情と云へることなくして單に必要な場合と法文に規定しあらば或は主人の説に賛同を表せん然れども法文には明に特別の事情に依り必要な場合と規定して單に必要な場合とは規定せざるあり畢竟主人が斯の如く誤解を來たせし所以は特別の事情と云へる事を抹殺して單に必要な場合と云へる事のみに着目したるの過ちに歸せざんばある可からず抑も第三條に云ふ特別の事情とは拘禁男子に相當する第一條の定員看守の存在する場合にして其の外に特別の事情の爲め定員外の人員を要する場合を想像したるものにして其の定員

を定めし基礎たる拘禁男子其のものゝ増加したるは決して特別の事情に非ず特別の事情とは拘禁囚の人員以外に或る事情の生ずる事を云ふ之を詳言すれば既に散士が前誌上に論じたるが如く雷火等の天災に依り監獄焼盡し爲めに一時囚徒を寺院に拘禁したるに戒護者を多く要する場合或は洪水地震等の地變に依て避難の爲め戒護者を多く要し或は流行病の爲め囚徒隔離の結果看守を多人數要すると云ふが如きを云ふ故に囚徒の人員が自然に増加するが如きは何等の特別の事情にも非ず當然の事にして固より當事者の豫期する處なり亦法文の体裁より之を見るも自然の増加の場合を第三條に漠然と規定するの理由なし何となれば囚人の自然に増加し若くば減少すること固より當事者の豫期する處なるを以て第四條の如く判然と囚人幾名を増加したるときは幾名の看守を増置する事を得と規定し得らるゝにも拘はらず單に漠然第一條の定員の外更に五十人以下の看守を増置する事を得と規定するの道理なし然るを斯の如く規定せし所以のものは特別の事情なるものは悉く明記し得られざるものなるを以て斯は規定せしものなり故に散士は絶對的に第三條に依て囚人の増加する毎

に看守を増加することを得るものと解したるは誤解の甚しきものと思考す寧増加の場合には法文に規定なし故に如何に囚人が増加するも又如何に増員の爲檢束上差支を生ずるも第一條に依て一ヶ年の定員を定めたる以上は其の年度内は決して看守を増加する事を得ずと解釋するものあらば文理の解釋として或は一理あらん然れども主人の如く第三條を比附援引するは到底能はざる事なり散士と雖も第一條の明文上一目瞭然五十人を増加するときは看守五人を増加する如く見ゆるものと解釋せしにあらす只第一條の定員豫定の原則を定めたる基礎は拘禁囚を以て爲したるものなるを以て第一條の精神に依り立法者の意思を計り比附援引して解釋を施すものなり故に散士は前號に於て第四條中に第一條の平均數に比し五十名増加毎に五名の割合を以て看守を増加し得可き事を明に規定せざりしを遺憾とせし所以なり

雜 錄

明治二十九年監獄重要記事

本稿は開春第一例に依て明治二十九年中の監獄に關する重要事項を集録したるものにして當局者の參考に供するの微意に過ぎざるなり讀者幸に之を諒せよ

記者記す

一月、二月、は寔に平穩無事なる時期にてありし故に別段記述すべき事項なし

三月、三十日勅令第八十七號を以て拓殖務省官制を公布せられ北海道を内務省管轄より分離し拓殖務省所轄の下に屬せしめられたる結果從來内務省直轄の下にありし北海道集治監、四分監を同時拓殖務省管轄に屬せしめらる

私評に曰く北海道は素と新墾の地にして内地に比し制度法律を異にし隨て施政上特種の點多きは世人の既に熟知する所にして、一面日清交戦の結果臺灣全嶋を帝國の版圖に歸し是れ又直に内地の諸制度を施行する能はざるのみならず二者共に帝國の南嶺、北門の鎖鑰として開達の急務なるあり到底此廣大なる二領土を併せて内務省に屬せしむるは策の得たるものにあらざる等の事情多きより事、茲に出でたるものにして大

政の方針亦此理由に外ならざるべしと雖も北海道集治監は其位地こそ北海道にあれば罪囚は總て是れ内地より發遣したる者なる上折角前日迄改頁進歩し來りつゝある集治監をして新領臺灣島と同一視したるは予輩少くとも同道集治監の監獄事務をして一時停滯不進の境に沈淪せしめたるものと云ふに敢て脚踢せざる所なり蓋し私見に依れば是れ一時官制の新設に伴ふの止むを得ざる結果なりと雖も同道集治監の存廢如何に就ては早晚政府に於ても成算あるべき事と信じ他日の方針如何をトせん

同、三十日勅令第九十一號は臺灣總督府地方官々制を以て臺灣監獄に關する管轄權を定め監獄には監獄書記看守長を置き監獄署長監獄支署長は看守長を以て之に充てらる

私評に曰く本官制を案するに臺灣監獄は内地同様直接の監督權は縣知事に屬せしむと雖も典獄を置かず看守長を以て監獄署長及支署長とし看守長は上官の命を受け監獄の事務に従事すとあり此上官とは直接知事の命を承くるや否やと云ふに實際に於ては決して左にあらすして署長支

署長たる看守長は直接警部長の下に隸屬し警部長は即ち内地に所謂警察部長と典獄との職權を併有せるものなりと是れ或は新創の際典獄なるものを置かずして直接行政司法の權を有する警部長をして監獄行刑を併せ掌らしむるの便宜に出でたるものなるべしと雖も監獄事務をして警部長に屬せしむるは行刑上甚だ宜しきを得たるものにあらざるが如し是れ何となれば執行と司法と同一官權に屬せしむるの嫌ひあるのみならず新版圖の民を御する始めに當ては諸事新思想新英斷を要し力を一途に集むるの必要従て多ければなり警部長如何に敏腕達識の士なりと雖も警察に長とし併せて監獄行政を統轄せんことは到底兩つながら完全を期せんこと難事たり最も其下僚は警察には警部巡查監獄には看守長書記看守押丁等專屬の吏員ありと雖も其之を指揮する長官にして同一人なりとせんか下級の官吏は長官の手足の如く其發令者の意思にして兩者の間に甲乙あらんか従て行爲の上に偏重偏輕を免かるべからざるは勿論、加之ならん職名既に警部長と云はんか其警察に厚くして監獄に薄きは

人情の避くべからざるの通弊なり況んや警察と監獄と別置するの必要あり既に其下級官吏を別異しあるに於てをや其直接之を統督する別個の長官を要すること勿論なり依是觀之は臺灣監獄に典獄を置かれざるの趣旨予輩之を解する能はざるなり、要するに監獄は決して警察の一部にあらすして純然たる國家行政の一機關たり其繁東する種類人民の多少習慣を異にする所以のみを以て其之を輕視するが如きは他日監獄行政の進歩を防碍するものにあらざるなきか

同、三十日勅令第百一號を以て臺灣總督府巡查看守手當支給規則を定め土地の狀況に依り別表の範圍内に於て手當を支給せらる

一等地十圓 二等地十二圓 三等地十五圓

私評に曰く土地の狀況則ち都鄙の區別に依り物價に高低あるは數の免かるべからざる所なり其等級依り支給額を異にする素より將に然る所なり

四月、七日勅令第百廿一號を以て陸軍監獄官特別任用法の範圍を擴張せられ陸軍監獄書記にして一級俸を受くる者及陸軍監獄看守たる者は本令施行の日より五ヶ年以内は陸軍監獄官特別使用令第二條

及第四條の年限（即ち書記は滿五年以上一級俸を受くる者看守は滿五年以上勤續の者）に拘はらず監獄書記は陸軍監獄長に看守は陸軍監獄書記又は陸軍監獄看守長に任用することを得と定めらる私評に曰く戦後後の軍備擴張に伴ふ結果なりと云ふの外なし

同、七日勅令第二百二十五號を以て臺灣島衛戍監獄附陸軍監獄看守の特別俸を十二圓とし勤續滿五年以上に至る者は十五圓迄を給することを得と定めらる而して同時に従前の七圓俸を削らる、即ち同看守の俸給は正に左の如し

特別俸 十五圓迄 勤續滿五年以上の者
十二圓迄 勤續年數に拘はらず
同 一給十圓 二給九圓 三給八圓

私評に曰く是れ亦普通看守との平衡を得せしめたるものにして特別俸給與の制限を寛にしたるは所謂土地の状況に依りたるものか

同、廿五日内務大臣板垣伯は内地集治監府縣典獄を内務省に召集し典獄諮問會を開設せらる
私評に曰く自由黨總理たりし板垣伯閣下は臺閣に入られ内務大臣の顯職に就き府縣警部長を會

し之に引續き典獄諮問會を開かれ監獄行政に就き重要な事項數十件を諮問に付せらる而して諮問事項は茲に列記するを要せずと雖も該諮問會の結果二三の改正發令を見るに至れり

五月、十八日勅令第二百二十五號を以て海軍監獄官々制を改正せられ海軍監獄官々等俸給表中海軍看守の部「四級俸月俸七圓」の七字を削られ一級十圓二級九圓三級八圓の三階級となれるものなり
私評に曰く是れ亦陸軍との權衡を謀りたるに外ならず

六月、十日勅令第二百五十號を以て警視廳高等官俸給令を改正せられ警視廳典獄の俸給を左の二級と定めらる但官等は従前の通高等官六等七等八等の三階級と知るべし

警視廳典獄 一級千圓 二級八百圓
私評に曰く舊令千圓の職給或は過多なりとの意か評者解する能はざるなり否な多きにあらず大坂府同例に倣ふたるに過ぎざらんか
同、十五日内務省訓令第五號を以て假留監聯合區分中京都府、大坂府、奈良縣、和歌山縣を三池集治監聯合地方に改めらる

私評に曰く本改正訓令は恐らく徒流刑囚發遣の便否に依られたるよりは集收人員の程度を斟酌するの旨意に出てたるものなるべしと察せらる
同、八日臺灣總督府令第九號を以て臺灣監獄署位置名稱を定めらる

私評なし

同、十六日宮城集治監雄勝出役所は三陸海嘯の大災害に罹り合宿所病監工場倉庫等流亡し罪囚は概ね避難せしめられたるも不幸にして死者看守七名囚人四名を出すに至れり

私評に曰く斯の如き大變災に罹り在監百九十有餘名の囚人を咄嗟の間に避難せしめたる應變の措置は予輩永く歴史に明記して後者の鑑戒となすに足ると信す加之ならず身体動作自由ならざる囚人より却て看守に死者の多かりしは是れ皆職務に忠實なるの至誠にに至りしものにして死者の不幸此上なしと雖も後の看守諸君を戒しめ懦夫をして立たしむるの鑑となすに足る故に予輩に更に忠死者の姓名を左に掲ぐ

宮城集治監看守 石川縣平民 山崎英太郎
同 宮城縣士族 菅野久太左衛門

同 同 男 澤儀平
同 同 石川縣士族 秋山好義
同 同 小塚斧男
同 同 宮城縣士族 片山則次
同 同 中津山 忠之進
計七名

七月、廿九日勅令第二百七十八號を以て臺灣總督は其所屬の税關監吏補巡查及看守をして銃器を携帯せしむるを得其銃器は陸軍大臣の定めたるものにして左に記載したる場合の外之を使用することを得ざることをせられたり

一、暴行を受くるとき
二、其監守する場所或は物件又は人を防衛するに銃器を用ゐるの外他に手段なきとき又は銃器を以てせざれば抵抗に勝つ能はざるとき
但非常の場合に際し前項の人員集團事に従ふときは其地の守備隊長の指揮に従ふべきものとす云々

私評に曰く頑冥にして容易に皇恩を感ぜざる臺灣人に對する此備へある寔に故ありと云ふべし八月、十四日臺灣律令第四號を以て臺灣總督は緊急

の必要ありと認め臺灣に於ける犯罪處断の件を發布せらる曰く臺灣に於ける犯罪は帝國刑法に依り之を處断す但其條項中臺灣住民に適用し難きものは別に定むる所に依る

私評に曰く既に帝國の版圖として之を統治せんには刑法なかるべからざるは勿論にして帝國刑法に依る又素より當然なりとす其臺灣住民に適用し難き條項とは阿片烟に關する犯罪の類を指したるものなり

同、二十日内務省訓令第七號を以て囚人身分帳出監簿中取扱例、回覽說示要旨、貨物領置表出監人受書を廢し表紙身上票、行狀錄を改正し及び刑事被告、囚人出監簿中に籍地年齢を削除せられたり私評に曰く別段新案にあらずと雖も兎に角繁文省略の意に外ならざるが如し

十月、一日臺灣總督府律令第七號を以て拘留又は科料の刑に該るべき犯罪即決例を發布せらる

私評に曰く本令は彼の違警罪即決例に遵據したるものにして正式裁判を請求するときの假納金及留置日數は一日を一圓に折算し拘留の刑期に算入すべきことを規定せり別段私見なし

同、十四日拓殖務省令第十三號を以て北海道廳監獄囚人身分帳中様式改正の件を發布せらる
私評に曰く内務省令第七號と同文にして別に意味なし

十一月、十日勅令第三百六十二號を以て集治監假留監并廳府縣看守定員令を改正せらる

私評に曰く舊令に比し改正の要點は拘禁男子に五十人を増減する毎に看守五人を増減し前々年度より既往三年間の平均數に依り看守の定員を定むることとなれり(第一條)是は舊令に依れば在監人の員數に百名の差を生じたる毎に直に増減を行ふこととなりしも其時々看守の定員を増減せざるべからざることをせば看守の探罷上に非常の不便困難を感じ定員を定員として充員する能はざる場合往々之れあり當局者の供に不便を感じつゝありしを以て改正令に依て一ヶ年度据置定員とせられたるは事体の宜しきを得たるものなりとす

監獄支署ある廳府縣に於ては第一條定員の外三人以下の看守を増置することを得(第二條)舊令と異なるとなし三人以下の増置は土地の狀況在監

を改正せらる

人の多少に依り少數に過ぐるの感なき能はず
監獄の構造役業の種類其他特別の事情に依り必要の場合に於ては定員外五十人以下看守を増置することを得る(第三條)本條は舊令に比し一段の進歩を顯はしたるものにして至極肯綮を得たるものと云ふべし

同一年度内と雖も拘禁男子に百人以上の減少を生じたるときは臨時看守五人を減することを得る(第四條)本條は一ヶ年度据置規定の例外とも云ふべくして在監人に百人以上の減少を生じたるるとき五人の割合を以て減するは冗員を定置するの必要を認めざればなり

教習看守は定員以外とすること(第五條)舊令は教習中單獨勤務に就かしむる能はざるにも拘はらず定員内とせしは常に規定の定員を充員する能はざるの實況ありて當局者亦改正を希望せし所にして本令の改正は實に正當の規定なりとす
改正定員令は明治三十年度より實施すること(第六條)豫算編製上の都合あり改正令實施の時期を定めたるものなり

同、十二日内務省訓令第九號を以て女監取締の定員

私評に曰く舊令は毎監獄拘禁婦女二十五人以下は二人を置くことありしを三人と改正したるものにして隔日勤務とするも二人にては病氣引籠等の場合に於て補缺員なきを以て引續き一晝夜以上勤務せしめざるべからざる等の場合生じ當局者の兼て寡少を感じてありたるものなれば此増員の改正ある故なしとせず

十一月、廿一日前内務省警保局長小野田元熙氏は突然依願免本官(或は新聞雜誌禁停事件のためと云ふ)予養素より之れ知らずと雖も寺原滋賀縣書記官一躍して其後任を襲はれたり

同、廿四日勅令第三百六十六號を以て典獄以下監獄官の服制并に提灯徽章を制定せらる

但裁可の日付は十月八日付なり

私評に曰く監獄官服制々定の可否論は實に既往五六年來の問題にてありしを本令に依て改正令の發布を見る予養豫て制定論者にてありしを以て此發令を喜ぶと同時に是より監獄官の品位を高めたるものなることは慥に之を認む只惜ひらくは監獄書記の服制を一定せられざることを

付たり看守長以上は本令施行(三十一年四月一日)前と雖も服用することを得ることとなれり
但看守は總て紺絨とせらる

同、廿四日勅令第三百六十七號を以て看守給與品及貨與品規則を定めらる

私評に曰く従前は全國一定の本則なかりしより或は長、短靴、襪、袴下の如きすら代料渡の向ありたるも本令は下襟、手套、靴下を除くの外總て現品給與の制とせられたるは至極宜しきを得たるものとす(第一條第三條第四條)其他一定の保存期限を定め其變更は主務大臣の認可を要することとなれり(第三條)是又一一定を圖るの主旨にして其保存期限の如き失出入の感なきが如しと雖も斯く其期限を一定にせられたる以上は當局者は可成保存に耐ゆへき体裁又可なるものを精撰給與に充てられんことを然らざれば即ち保存に堪へ難く外觀又紀律に影響するが如きことなきを保すべからざればなり其他轉免の際返納、破毀消費若くは紛失等の場合に於ける規定は別段詳すべきなし之を略す

十一月、廿五日内務省訓令第十號を以て典獄看守長

の服裝規則を定めらる

私評に曰く典獄看守長は正裝禮裝常裝の三種とし正裝は肩章、正緒を以て禮裝は正緒を以て常裝は常緒を佩用するを以て區別し、看守は正裝常裝の二種とし正裝は常裝に肩章を着裝するを以て區別を立て彼是兼用の便を與へたるは余輩其簡便にして肯緊を得たるものと信す其他夏衣、白袴は夏季に限りたること外套、手套、日覆、長、短靴着用法の規定は總て普通従前の制に異なることなし

十一月、三十日 勅令第三百七十五號を以て臺灣總督府巡查看守の月俸額を左の通定めらる(第一條)

一級十圓 二級九圓 三級八圓

巡查看守勤続滿五年の者は月俸十二圓滿七年以上の者には月俸十五圓を給するものと得(第二條) 教習中の巡查看守には月俸八圓を給せらる

私評に曰く通常俸給額は内地と異なるなしと雖も特別俸給等の制限教習中の月俸の豊かなるは内地と事情を異にするものあるに依る

十一月、三十日勅令第三百七十六號を以て臺灣總督府巡查看守の手當支給規則中改正し職務教習中の

者には手當を支給せざることを規定せらる

私評に曰く教習中は即ち職務見習中なるを以て手當を支給するの必要なきに依るならん

十二月、四日拓殖務省訓令第二號を以て勅令第三百六十六號に定めたる制服を着用する典獄以下の服裝は本年十一月内務省訓令第十號に準據すべし

但分監長の服裝は典獄に同じと定めらる

私評に曰く一般の例に係りたるものにして別に意味なし

寄 書

●明治三十年の新作を祝す

在横濱 吉田徳太郎 稿

監獄社會の偉人

犯罪の増加は以て國家を亡滅するの潜勢力を有す果して然らば我日本帝國は遂に亡滅すべき歟吾人幸に未だ如斯斷言する不能るなり夫れ何に依つて未だ斷言せざる曰く日本國裡尙は監獄雜誌なる偉人を存する事を知ればなり而して此偉人の熱血は容易に冷る

す此偉人の熱涙は容易に乾かず其滿腔の精神を以て監獄の改良を畫策す是れ尙は以て能く日本帝國の命脈を維持するに足ればなり當に命脈を維持するに足る而已ならず冷々たる民心をして監獄改良の必要を曉らしむるに至る故に吾人は日本帝國の前途を憂ふる愈々切にして此偉人に要むるの念亦愈々切なりと云ふべきなり

只だ夫れ四民長夜の夢中々覺めず若し彼等に監獄を改良せずんば日本帝國亡滅すべしと言わんか彼等は啞然として笑ふべし若し彼等に監獄思想なきを詰れば彼等は冷然として嘲けらるべし然り然れども吾等笛吹けども汝曹踊らず吾等悲しめども汝曹胸打たずと放言して止むは偉人の行ひにあらす頑迷不遜のものに對しては滔々として教を警醒せしむるは監獄社會に於ける偉人の一大任務なりとす

夫れ日本帝國現今の景勢如斯危急の秋に當り國家の亡滅を救ふもの只だ一個の此偉人ある而已吾人は此偉人の力に依り監獄を改良し犯罪を撲滅し我日本帝國をして泰山の安きに置かん事を欲す嗚呼偉人萬歳萬々歳なれ

監獄官吏の定員及び俸給

正々堂主人

嘗て吾人が希望せし典獄の制服は今般愈々勅令を以て發布せられ看守長及び看守に至るまで制服に改良を加へられ此に一目的を達したりと雖も上等司獄官吏の定員及び俸給の點に於ては頗る妥當ならざるものあるを以て吾人は大聲疾呼當局者に向て鋭意大改良を加へられんとを希望す今其概要を擧ぐれば

一、典獄の俸給を増すと○從來典獄の俸給少きに失するとは本誌に論じ盡して餘蘊なしと雖も尙ほ近頃發表せられたる司稅官補すら年俸六百圓以上九百圓まであり而等の比較上より論ずるも典獄の俸給は之を増額せざるべからず

二、監獄書記看守長の定員を定むると○此人員は各府縣の間に著るしき差あるも概して少きに失し何れも非常に多忙なるを以て職務改良に遑あらず故に速に之れが定員を定むることを要す

三、各課所長の俸給を定むると○此俸給も各府縣により各多少の差別ありと雖も概して少きに失するを以て各課長及び醫務所長の俸給は各三十圓以上と定め且監獄醫を判任官となすを要す

四、監獄書記看守長の俸給を概定すると○此俸給も亦屬官警部等に比するときは概して薄給なりとす然るに勤務の點に於ては他に比類なき繁劇の職務に當り殊に看守長の如きは制服の改正により一通り新調するには七十圓内外の金額を要する然るを十ニ圓若くは十五圓の月俸にて三四年も昇級すると能はずとせば其困難察すべきなり故に各定員に對し月俸二十圓位の平均額に割當て人才をば登用する様にせられたし

右吾人の希望を大々的活字を用ひて紹介せられんとを記者足下に懇請す

囚徒逃走罪を再犯を以て論ぜざるの所以を論ず

中野慶治

抑も本題に關して世上大家の所説甚だ尠からじと雖も適々以て余と見を同ふしたるの説あるを見聞せず是れ余が謬見の坐する所敢て疑ふに足らじと雖も而も其理を解するを得ずして荏苒疑惑の裡に彷徨せんか何れの日何れの時か能く解し得て遺憾なきに至らしむるを得ん豈に研學者の本意ならんや此に於て余

は先づ現時最も多く學者の唱道する所にして而も最も余が首肯し能はざるの學說一二を掲げ以て少しく抗議を試みんとす乍併是れ固より堂々たる學者の所説焉んぞ黃嘴余輩の如きものは是れに對峙し得るの明あらんや夫れ然り然りと雖も議の合はざる所飽迄も實す是又研學上の要務なり依て余は自ら其微才をも顧みず茲に聊か論議を提起して以て卑見を吐泄せんとす大方の識者叱正の勞を吝むなくんば幸甚

或る學者は之れが理由を説明して曰く抑も囚徒逃走罪なるものは其身分囚徒にあらざるより外は犯すとを得ざる特種の犯罪なるを以て囚徒逃走罪と云へば既に再犯たるべきものなることは測し得べきに依り立法者の刑を定むるや一々再犯加重法を適用するの煩勞を省く爲め之に相當するの刑を量定したるなり然るに尙之を再犯として論じ其刑に一等を加ふるときは恰も再犯なるが故に加重したる刑に尙一等を加ふるに異ならず是れ再犯を以て論ぜざる所以なり然りと雖も其刑期限内再び逃走したるときは再犯を以て論すべき勿論なりと、又或る學者は曰く人の自由を欲するは情狀かり然るに囚徒は身獄窓の下に在て自由を拘束せられたるものなれば之を欲望するは人

情の然らしむる所にして其情狀に於て多少慰藉すべきあり故に一度逃走したればとて直に探て以て再犯加重法を適用するは酷に失するものなりと云ふにありて要するに前説は法律の擬制に基くと云ひ後説は法律の恩典なりと云ひ何れも各一理なきにあらざるが如しと雖も又熟々考るときは實に大謬見なりと云はざるを得ず乞ふ以下少しく其謬點を論舉せん

先づ前説の如く再犯の理由を以て刑を加重せざるは果して再犯處分に適應すべき刑を量定しある則ち擬制上の理由に基因する者とせんか刑期限内再び逃走したるときに於ても尙均しく加重の必要なのみならず若し加重すべきとせば論者の所謂再犯の故を以て加重しある刑に尙一等を加重するとなり恰も遇次の加重法を適用するとなりて刑法第九十八條則ち再犯加重法の本則に背反すべきにあらざるや然り而して論者は前段の場合に於ては之を認めて説明を爲したるにも拘はらず後段の場合に於ては全然之を認めざりしは少しく前後撞着せしにあらざるなきか加之法律は未決者逃走の場合に於ける已決囚の逃走と同刑を以て處分すべき旨を明示せり然れども未決者を以て必然再犯者なりと測斷し得べからざれば人若

し此説明を讀ふあらば論者は如何に之れか答を爲さんとするか實に疑はざるを得ず是れ余か抗議を提起して大方の叱正を仰かんとする所以なり

然らば後説は如何と云ふに是又余は賛同を表するを得ず何と云へば刑法の目的を遺忘するにあらざるより外は決して斯る説明は有力なる理由として行はれ得べきにあらずと信す抑も刑法は國家保存の要具なり其存立を保つ必要よりして或る所爲を犯罪として以て之を罰するの制裁を設けたる以上は飽く迄も刑罰の威嚴は確保せざるべからず犯人の心情に其基を酌んで刑罰の寛嚴を定むるが如きは實に刑法の本旨に反するものにして到底斯の如きの説は刑法の解釋としては許容すべきにあらざるなり

以上にして反對説の謬點も畧は論舉し得たれば之より聊か余が信する所を述べて以て本論の局を結ばん今余か考ふる所を以てせば本題の理由とする所は畢竟再犯を以て論ずべきの性質を有せざるに基つくものなりと信す抑も再犯たるの故を以て本刑に一等を加重すと定めたる所以のものは何ぞや他なし職として累犯防禦の政策に基くものにして則ち前刑に懲りざるの惡徒なれば一層嚴酷なる懲罰を以てするにあ

らずんば到底將來の累犯を防止するに足らざるを以ての所以ならん夫れ然り故に縱令再犯なりと雖も罪實上累犯の恐れなきものに在ては決して加重の必要を見ざるなり知るへし刑法第二編第三章第四節付加刑の執行を遁るゝの罪の如き皆然り凡そ之等の犯罪は其犯罪自体の性質として單に一度の所爲のみにては必然累犯の恐れあるものと推測し得る能はず從つて之に嚴刑を科する必要なし乍併其刑期限内再び犯したるときは最早前刑に屈せずして犯したる者と云ふを得べきを以て累犯の推測を下し得て充分なり從つて之を嚴罰せずんば到底國家の目的を維持する能はず之れ刑期限内再び逃犯したるときは再犯を以て論し本刑に一等を加重すと規定したる所以ならんか茲に一言以て讀者に謝せんとす他なし余は未だ且て編纂録等を見ざるは果して立法上の理由とする所は何れに存するや窺知するを得ず加ふるに法理の何たるを辨せずして妄りに自認の學理を根據として立論したるものなれば或は私斷の謬見たるにあらざらんかは余自からも尙疑ふの處希くは明識なる讀者諸君若し拙論中暴論橫議に涉るあらば忌憚なく叱駁以て余か迷謬を覺知せしめよ

●囚人に齒磨楊枝使用せしむる件に付て

三池 古田 種太郎

囚人に齒磨楊枝を使用せしむるは取扱上非常に手數を要するのみならず檢束上も又困難にして時に犯則の具となるの虞れありとて目今各府縣監獄署の多數は之が實行を廢止したりと元來齒は衛生上最も注意すべきものにして其注意の行届かざらんか齒間食物の積滯留腐敗し日常の食物に混じて腹中に入り種々なる病ひの因縁となるのみならず齒根之れが爲めに漸く虛弱となり食飼の咀嚼に困難を感じ遂に胃病を惹起するに至るなるべし又口中不潔にして紛々たる汚臭は常に外に漏れ人をして思はず鼻を掩ふて聲せしむるの失体を見るに至る今試に人生々理學に依り口の如何に人身に至重にして其攝生の又如何に緊要なるかを説かん

何れの家にも必ず庖厨ありて諸種の食物を調理し以て家族の食慾を充すが如く身体にも亦滋養物を製造し各組織の飢餓を癒し其生長を助くる部分あり之れを榮養器と稱す榮養器は口に始まり肛門に終る一種の管腔なり而して口は其關門にして唇之れが門戸をなし内腔には齒ありて固壁となり又唾線を収藏して流動性の食物は直に之を咽頭に流入せしめ圓形体なる食物は齒を以て磨碎し舌及唾液の作用を借り必ず之を柔軟に變し然る後初めて咽頭に送入するものなり咽頭は之を胃に送り胃は胃液其他のものに依り消化せしめて全身に分沁す於茲乎始めて四肢五管の健全なるを覺ゆ、されば其第一の要所たる口に於て若しも不潔にして齒間害虫の生ずるが如きとあらんか齒根弱り胃傷ひ延びては消化器能の働きを欠き肺臟其他諸機能の運轉亦之れが影響を蒙るものなり管に然るのみならず紛々たる臭氣を吐き且つ吸取するは眞に呼吸器に害あるものにして肺病の如きは亦大に之れが原因をなすなり如此なれば口中の清掃豈に忽諾に付すべきものならんや諸君は監房工場等巡回の際に當て一種異様の臭氣を感じるならん此れ素より種々なる原因の在つて存するなるべきと思ふに彼等が口中より發する臭氣が一大原因たるや疑ふべくもあらず試に田舎人に接せよ彼等は身に美衣を飾るものと雖ども絶て磨齒せしとなければ談笑の間に臭汚堪へざるが如き感あるにあらずや又去て都人を

見よ一片の朝衣漸く其身の幾分を纏へる裏店住ひの者と雖も口中の酒掃行届きし故か尙微臭だに感ぜざるにあらずや之に徴するも口中の臭氣が其部分を占むるものたるとは亦争ふまでもなし蓋し監獄に於て結核性患者の多きは或は之に因するなきや否や然らば何んすれど些々たる手敷に抗泥し翼々たる杞憂に頓着して己に害の及びつゝあるを冷々に付せんとは假しや手敷の繁雜なりども職務なるにあらずや犯則の虞ありども當局者の注意の如何によりては何にかあらん其人身に及ぼす害に比すれば共に是れ九牛に於ける一毛は物かは況んや衛生は獄務改良上至要なる緊急問題なり而して口は身体衛生上第一の要所なり徒らに室内を洒掃し藎芥を除却し又は外襲的臭氣を避けんとするが如き諸般の衛生に注意すると雖ども人間身体に襲撃を與ふる尤も有害の慘毒を保有せしむる以上は凡ての衛生は其必要那邊にありて存する乎恰も傳染病の恐るべきを説くものにして其豫防消毒に毫も意を留めざると同一一般なるのみ有識諸子の感果して如何

●第二百二號監獄協會雜誌雜

録中清浦新法相の獄制意
見てふ記事を読んで感あり
神戸 防東山人

新法相の監獄意見は山人も此頃新聞紙上に於て散見せし處なるが監獄協會法相の意見敬服賛同を表し之を百二號の雜誌に摘載せり法相意見の如何は鄙説を俟たず先賢諸彦の已に腦裡に記す處たるを信す今山人の感慨を吐露せんとする者は他なし該記事に協會員者が賛同を表し爾も其會發兌の雜誌を利用して之を江湖に紹介せし心事如何と云ふに在り抑も協會其者は斯道の利器とし機關として社會に活動せる者ならずや然に協會其者が法相の意見に敬服賛同を表したるは法相所見の如く目下の主獄吏多くは老朽無能の徒にして一も望を屬すべきなきを確認したる者なるべし當路者敢て人なきを看破したる者なるべし隨て目下主獄吏を木偶視せし者なるべし況んや之れが下僚をや木偶的主獄吏廳に立つ獄政の如何亦問ふの要なし實に協會其者は監獄社會の暗黒界たることを社會に向て表白する者なり嗚呼心あるの士誰れか慨嘆せざらんや協會の心事果して如何人あり我を痴なりとす我痴ならざれば何ぞ之を争はん然りと雖ども

痴ならざる我を痴なりとす我之に敬服し以て江湖に誇視するは愚も亦甚しと云ふべし協會たる者須らく考一考して可ならん獄政の現況如何に至ては敢て陳するの要を見ず开は先輩諸賢の熟知せらるゝ處なればなり聊か所感を布くと云爾

●吾人の希望

京都 松 軒

爰に天災の多かりし丙申二十九年を送り雄鶏東天紅を告ぐれば目出度丁酉三十年を迎ふ吾人は此光榮ある年始に際し祝詞に代ふるに此の小言的拙文を以てす又所以あるなり即ち此に言ふ所のものは目下獄界に於ける緊急問題なりと信すればなり其は他なし條約改正實施準備之れなり吾人熟ら按ずるに政府に於ては條約實施後諸般發生する事項を豫め調査する必要を認め準備委員なるものを任命せられ現に内務大臣之れが委員長たり然るに翻て獄界如何に見れば又斯事を以て意に介せざるものゝ如し元より獄界に對する調査も委員諸氏に於てなし居らるゝは當然なれども斯の如き重大なる事件は共同以て事に當らざる可からず又中には其局に當るもの自ら奮發一番す

るにあらざれば能はざる事あり語學の如き其最たるものなり實施の曉壁頭第一に必要を感ずるは語學なりとす然るに獄界語學を能くするもの從來幾人かある實に寥々晨星の如しと言はざるを得ず此の如く必要あるにも拘はらず或二三を除く外之れが研究を開始し居るを聞かざるなり抑も語學研究の事たる一朝一夕の能くするを得ざる處にして充分に之れが素養を要するは識者の首肯する所なり故に獄界に於ける準備事項の數多ある内語學研究を以て大々急務なりと確信す

吾人が希望に依れば各府縣を通じ目今行はれつゝある文武講習時間を削減し適當なる教師を招聘し一日乃至二日間に二時間内外獄吏中青年有爲の士を撰拔し語學研究に従事せしめ置かば希くは捕盜綯繩の憂なからん司獄官諸兄余の言を採用するや否や

●吉田徳太郎君に呈す

徳島 暮雪庵主人

君が獄務に熱心なる實に敬服に堪へず然れども其所論に至りては往々了解に苦しむもの一にして足らず左に之を論せん

一、囚人工錢は恩惠のものなりと云へり誠に然らん然れども其性質に於ては恩惠的給與なりとするも法律に工錢給與の規定ある以上は典獄は獄りに之を沒收するの權能を有せず（刑法第二十五條參看）

二、恩惠的のものは囚人の所有權に屬せざるものゝ如く説かれたるも其基く所を明にせず、君は囚人に所持せしめず典獄之を領置するを以て如斯解せられしならんも所有權は恩惠如何より去就を別つべきにあらず

三、包藏せし物品を沒收せされは監獄の威嚴を保つこと能はざる如く論せられしも其理由の奈邊にあるや是又捕風の議論にして未だ首服するを得ず元來包藏せし犯則は其處爲にして其物に屬すへきにあらず彼の刑法上の沒收法は一個の附加刑として設けたるものなれば直に之を本間に引用して沒收棄却せよとは實に失當の言なりと云はざる可らず

四、沒收棄却は治獄上正當の處置云云と云はれしも正當とは如何なる點より之を下したるや是又君一個の管見と評せざるを得ず看よ憲法第二十七

諸君の熱心なる獄事上改良の導火たる貴重なる高麗を拜讀するの榮を新天地の間に得たる妾の幸い何ぞ之に過ぎん

而て妾が本論を主張するに先ちて一の希望を述べざるを得ざるものあり諸君よ妾が身の拙なきを咎むるなくんば妾が終世深く欣喜に堪へざるなり

獄事上改良をせんと欲せば須らく諸君の大勢に倚らざるべからず改良論も蛙鳴蟬噪當に雜誌上を汚し看過冷視に止まらば前途何を以て改良することを得るや況んや外人の雜居する眼前に迫れり獄事上進否は我が國權に關す妾が言論は採るに足らざる者とせば妾が身の未熟なる處の業にして妾が罪なり何ぞ滿天下の諸君を恨まん妾は獄事上にはどんと無經驗なるのみならず斯の上にも學術上には苦を嘗めたることあらず故を以て文法的作用を知らず堂々として論する能はず耻づべき女性の身の上をも顧みず滿天下の諸君に意思を訴ふる大膽の至りなり然りと雖も妾は今後獄事上に就ては妾が身の在らん限りは盡碎奮勉能く指令に従ひ能く規律を守り責任を完ふせんの決心妾が決心を紹介して滿天下諸君の獄事上研究せられたる高大なる注意示教の勞を賜はらんことを希

條を日本臣民は其處有權を侵することなし、公益の爲必要な處分は法律の定むる所に依る、とあるにあらずや君果して如何なる法律に依て之を沒收し得るや

已上の點より概論せば君は監獄をして不文不法の魔界なりと推斷したるものにあらざれば法文あるを知らざるものゝ如し監獄は決して然るものにあらず一舉一動法律に支配せらるる所の行政機關なり豈法律に背戾するの處置に出るを得んや

依之觀之假令些少の物なりと雖ども法律に明文なき以上は之を沒收し得ざるや明なり加之法律は工錢給與を許容するも濫りに沒收棄却するを許さず然るに典獄之を爲さんか憲法に違反し且法律を無視したる者と云はざるを得ず、之れ再び論するの止を得ざる所以なり足下尙説あらは法文を適用して論せられたし喋々喋々飯する所無責任の暴論にあらざれば捕風の空論と化し去るが如きは君の爲に之ををしむア、

●減食全廢に就て

在橫濱 北雪 女史

滿天下の諸君と俱に妾は茲に明治卅年の新天地を迎

望するにあり

妾が論據とするものは何ぞや減食處罰法を全廢し代るに他に處罰法を設くるにあり何を以て減食處罰法を全廢すること喋々するや曰く左の理由に基因す

一減食處罰法は今後に不適當あり

一減食處罰法は懲罰とする効力なし

一減食處罰法は身体を害す

妾が概括に依れば前掲三理由にあり此の三理由を以て減食處罰法を全廢するの必要を認む

妾が去りぬる日或る田舎に旅行せり偶々一の人家あり親婦兒童に大喝怒聲一番比費せり其の語中に惡るい奴なり夕飯を遣らぬと睨一睨せり妾は之を聴き心中自ら奇異の思をなす嗚呼別天地の裡に減食と謂ふものあり今や田舎に來れば良民社會にも減食あるかの感疑交々も起りたり是れは身は防寒の衣着は一枚然れども圍圓の中にあらざれば苟も之れ良民なり嗟奇ならずや

而て妾は田舎を轉し均しく或る地方の言行を留意注目するに月籠の差異あるを見る何ぞや親婦が兒童を比費するに自ら肅として嚴顔聲色温和にして兒童を膝下に呼付け順々として理解を説き戒を加へ慈願心

を慰むるに脩身的談話をなす何んすれそ如斯家庭教育に差異あるか妾をして實際に謂はしめば妾が旅行したる田舎は未開なる地と謂はざるを得ず若し果して妾か言の如くならしめば妾が轉し留意注目したる最終の地は開明の地と謂はざるを得ず然りと雖も未開の地は何日も未開にあらず機來り明風に逢はば開明の地となる敢て疑の容るゝ處にあらず然らば別天地の裡にある減食處罰法と唱ふるものは開明の方法なるか未開の方法なるか嗟諸君の一考を願はん食物を減ずるとは未開の習慣からずや亦た下等野卑なるものには往々見る處なり諸君或は謂はん刑罰執行を受くるものは尤も下等生活の者なり之に對し減食處罰をなす敢て反省するの價值なしと斷言せんか否な々々決して然らざるを知る監獄中貴賤を問はず貧富を論せず法律に觸るゝものゝ刑罰を執行する權利ある場所なり既往に溯り考一考せば思ひ半に過ぐるものぞあらん將來を熟慮せば憂るものなきにあらざるらば特別な處遇法を設けんか對等の權利を薄弱ならしむるに至るなきを開明的を以て局に當らずんば昔日の風紀を一洗し進歩の時勢に伴ふ能はず對等の權利を發揚せしむるは法規の均一にはあらざるなき

か而て減食處罰は有害物なるか無害物なるかを判決せんとす妾は減食處罰をして有害なりと斷言する敢て憚らざるなり然らば現行規定は有害物を以て處罰法とするか果して有害物を以て處罰法とすれば之れ即ち欠點にはあらざるか身体を害するは規定の精神にはあらざるべし論者或は謂はん有害物なればこそ之を恐れ監獄の規律を謹守するにありと豈に理なきに非ざるも待つに有害物を以て威迫するは進歩的方法にあらずして有害なることを恐るゝのみ然りと雖も全囚徒は減食處罰法たるや七日間以内にして處罰中は役業を中止せば囚徒の爲めには却て偶の骨休と思はしむるの感念あることは妾の喋々を俟ずして夙に識者の記せらるゝ處ならずや然らば減食處罰法の期限を長くせんか貴重なる身体を害す妾が減食處罰四の統計を見るに殆んど一ヶ月五十人強きを知る故に千人の囚徒ある監署にして一ヶ月間に減食囚六百人強きにあり實に一驚をなす次第なり之に依り之を見るも減食處罰法の効少なきを知るべし斯く多數の減食處罰囚を見るは何故なりぞや其他監

署の進退を知るべし畢竟する處規律の履行にはあらざるなきか然りと雖も多數の減食處罰囚あるは減食處罰の規定を恐れ遵守せざるに因る況んや減食處罰期限は七日以内此の間唯だ空腹を感じるのみに止まるに過ぎず事ろ寥寂たる別監房に或る期間獨居を命ずるか或は休憩時間を奪ふか工錢を奪ふか或は接見停止發信停止等の方法を設けば減食處罰法よりも層倍の苦感と與ふるならん却て寥寂たる別監房に獨居を命ずる如きに至らば既往の罪蹟を追懷悔悟し將來出監後に於ける自活の方向を沈思熟考するあれば行刑の目的を完するの媒介ともならん乳兒攜帶を許したる女囚に減食處罰法を執行するは乳兒の爲には惻然にして妾が目撃乳兒の爲に暗涙を催したり然りと雖も規定の命ずる處動かす能はず乳育は食にあり食に不足を告ぐるあらば乳に不足を來たす兒を撫愛するは人情の常なり敢て異なる處なし乳兒は乳不足の爲に啼泣し房内の取締は斷々罪なき乳兒に苦を與ふる何ぞ罪なきものに苦を與ふるか減食處罰法は身体に害あることは知るも管に空腹を感じる位にして短期日少しく忍耐をなさば免罰を受けるの考よりして減食處罰法を輕視するにあらざる

なきか多數なるを見れば輕視するものと判定せざるべからず若し減食處罰法をして無常の苦感と與ふるならばよもや多數の減食處罰囚を見ざるべし而して僅の空腹を感じるなるべしと雖も害の波及する處豈に尠少にあらず幼年及び未丁年囚の發育を害し加ふるに日々診察を受ける病囚は減食處罰法を受たるものに多きを見る然らば減食處罰法は發病の原因にあらざるなきかを疑ふを以て妾は有害なりと判定せり況んや減食處罰を執行するに際し執行官吏は受罰囚の身体を診察し健康囚に限り執行す斯の健康囚にして免罰後發病するを見れば減食處罰法の害ありと判定したるは虛妄の言にあらざるを證するに足る一方に於て減食處罰の爲めに發病し一方に於ては監獄醫之を治療す到底病囚の減少を見ること能はざるや明かなり豈に國家の不經濟とせんか主たる罪惡に報ゆるに刑罰を以てす何ぞ刑罰以外に身体を害するや前段理由を以て妾は減食處罰法の全廢を主張する所以なり

●分房制は不定期刑と併立せざるべからず

神湊 防東山人

治獄の實効を擧ぐるに望むべきの事項一にして足らざれども就中分房制度及び不定期刑の實行は最も緊要の業なるを信ず然り而して此二者は斯道の重要問題として學者間已に高論卓説あり余輩白面の寒生亦何を苦んで鄙見を噴々せん乍去頃日偶々感ずる處あり身荷くも斯道の未班に在るもの意見の在るあらば進んで識者の明教を煩ざるを得ず幸に不文を咎ず其意を察し教ゆる處あれ

分房制に付て山人は其嚴正分房の制度を採らんとするものなり抑も嚴正分房は身體の健康を害し或は悒鬱症等を發生するの恐れなきにあらざれども再犯を防遏し改過飯善の好果を收め治獄の實効を擧げ刑罰の目的を達するには此良制を措て亦他に求むべきなきは已に識者の是認する處聞く學者間尤も勢力ありとの説は晝間雜居夜間分房の法にありと長期刑の囚人を盡となく夜となく一人一房に拘禁するは冒頭説く處の二者の弊害あり隨て刑餘の苦痛を感せしむるの主旨に基因せる者なるべしと雖も山人の頑冥なる未だ遽に此説に飯從する能はざる者あり雜居分房折衷説の如き囚人其者の健康上は兎も角夜間獨り

房に入れ静思熟考せしむるも晝間雜居せしむるに於ては假令嚴正なる規律の下に左右するかす隙の乘すべきあらば忽ち之れが一條の導火線を開き嫌忌すべき幾多の惡弊習其の間に起り甚しきに至ては改過飯善の真心を抹殺し犯罪増長テウ尤も恐るべき毒兒或は之れより生れん反省悔悟の念を誘導する爲め與へられたる閑靜の獨房も明くる日工作場に出で彼と相見ば我が意中を彼に示さんには斯くくの手段を施さん萬一戒護吏の認むる處たらば其辯疏は此方法に出でんなどし折角夜間分房の制も却て邪想の迷る巷とならんも知るべからず果して不幸此に至らば其弊全然雜居制と何ぞ擇ばん、素より嚴正分房を斷行長期囚を一房に拘禁すること囚人其者の健康上に於ては大に憂ひなしとせず之れ山人が嚴正分房制と不定期刑の併立を望む所以なり不定期刑の主旨目的に至ては已に先聲諸賢の知悉する處敢て之を辯するの要を見す思ふに三四年の久しき獄窓の下に呻吟し尙ほ改過飯善の念なく獄則を犯し教令に背き社交的の觀念なきの徒は偶發犯者に於て蓋し稀に有る處なるべし彼の習慣犯の如きも亦其犯行の初め多くは偶發に出でざるはなし犯罪の起因に就き之を見るに初犯者

多くは偶發に出る者のみにて素と其性は善なるものなり斯る偶發囚を嚴正分房に入れ説くに正義公道を以てし教ゆるに仁義を以てし戒むるに犯罪不義破徳を以てし論ずるに人生の本分を以てし徳望ある器量ある識見ある熱心なる典獄其局に當らば庶幾くは年を期せずして良民に伍せしむるを得べし果して斯くの如くならば嚴正分房の憂とする囚人の健康も其害の及ぶ處僅少なるべきのみ實に山人は嚴正分房の制度不定期刑併立せば治獄の眞色初めて發揚するを信ずるものなり

今や晝間雜居夜間分房の制泰西諸國に行はれ殊に分房制の元祖米國人の處に於て廣く採用なしつゝあるの日山人一己の信任説を提出すは其舉措狂に似たれども克己心に乏しき山人自ら之を制する能はず敢て識者の明を汚すと云爾

(分房制の實施は全監獄改竄の端ならでは到底望むべきもあらざる爰には單に山人の冀望を陳るのみ)

再び囚徒の冷水浴に就て

在奈良 洋々散士

神奈川縣看守吉田徳太郎君は斯道の熱心家にして屢本誌に明論卓説寄稿し誌上之が爲めに一層の光彩を

増す散士未だ君が聲咳に接せずと雖も將來本誌を以て君と文壇上の交誼を結ばんと欲せし處計らざりき本誌第七卷第十二號を以て洋々散士の水浴論に就き縷々と題し嘗て散士の囚徒に冷水浴を爲さしむるの必要と題したる一文に對し詞を卑ふし禮を謹み以て其の意見の異なる處を掲げ攻撃せられたるの一文を忝ふせり散士は實に君が世の大言壯語を吐くの空論者にあらずして眞に叔徳の君子たることを疑はざるなり然れども其の議論に至ては敢て賛同を表する能はず依て爰に不遜を顧みず再駁の勞を辭せざらんとす君幸に散士の不敬を咎むる勿れ

君は散士の議論の要旨を摘示して曰く第一犯罪人の累犯防遏するの手段たること第二在監囚徒の健康を保持する事との二個の利益を收得するにありと誠に然り散士が冷水浴を主張するの利益は固より此の二個に外ならず然れども爰に一言す可きは散士が冷水浴を主張するの主たる目的は即ち君が所謂第二の在監囚徒の健康を保持するにありて累犯者を防遏するのと云ふは附隨の目的に外ならず故に君が主張する如く囚人に對する冷水浴が果して健康を害するものとせば固より君の説に賛同を表する事を辭せざるなり

然れども冷水浴が果して囚徒の健康に益なくして却て實害あるや否やは醫家の論定す可き者にして足下及び散士が如き醫師以外の者の斷定す可きものにあらざる然るに君は曰く寒威凛烈の秋に當り冷水浴を強制す果して囚人の身體に大害を與ふるなしとするの不明漢あるか殊に夏季は囚徒の身軀を害する少きも其の弊の及ぶ處身軀を損傷するより甚しきものあり即ち囚徒の快樂視する是なり若し寒中冷水浴を強制するが如きことあらば有害無益に屬する而已ならず其の結果忽ち疾病の原因となり病死者を増加し監獄は遂に囚徒の屍を積むの餘地なしと云ふが如き慘憺の狀を呈するあらんことを恐ると嗚呼何ぞ君憶惻の甚しきや君は囚徒に冷水浴を實行したるの結果を實見せられたるの議論なる歟是れ君が一片の机上論に外あらざる可し君と雖ども貴顯紳士帝國大學生の如きものには冷水浴の適當なることを認むるに獨り囚人に不可なりと主張する所以は囚徒の如きは比較的人類中の下等動物に屬するものなるを以て冷水浴は不可なりと云ふにあるが如し君の營養不充分とは如何なる意味なるか散士之を察するに十分の滋養物を食せざるを以て概ね身軀虛弱なるものなりとの意

味ならん果して然りとせば大に事實に反對せり今日入監する囚徒は或は下等社會の人物多數を占むるや知る可からず且充分の滋養物を食せざるや疑なしと雖ども其の身軀に至ては却て貴顯紳士よりも強壯なり若し醫師の見込に依て身軀虛弱の者或は老幼者の如き者にして冷水浴を施し不可あるときは水浴せしめざるなり散士は病者老幼者弱者を分たず盡く冷水浴を施さしむるの主義にあらざるなり君散士の論旨を誤解する勿れ散士が囚徒に冷水浴を必要とし其効用を掲げしは散士が一個の意見にあらざる散士は嘗て某監獄醫に依て之を研究し然後誌上に掲載せしのみ散士は決して醫家の論定す可きものを散士の獨斷を以て論定す可きが如き無責任の事柄は誌上に掲載せざるなり然るに君の論旨に依れば監獄統計表の示す處營養不充分の爲め呼吸器的病死者多しとて嘆息せられたり散士が今某監獄醫に聞く處に依れば若し冷水浴を絶へず實行せば呼吸器及び感冒の如きは絶止することを得るに至る殊に皮膚病者の如きは之を未發に防ぐの效果あり抑も在監人の疾病中大多數を占むるものは消化器病及び呼吸器病皮膚病なり而して消化器病は元來下等日本人にありては免る能はざ

る疾病にして監獄外の社會にあるも其の疾病は最大多數を占む畢竟不完全の日本食自体が其の原因となるを以てなり故に現時監獄の飲食物に注意せば却て普通社會に於ける消化器病者より一層減少することを得るや明なり而して呼吸器病皮膚病に至りては普通社會に於けるより多きは全く監房役場の構造が普通社會人民住居の構造と異りて冷氣を感ず加之ならず一點の火氣なきを以て益寒威を加ふるに依ると寢具及被服物の薄きとの二個は實に感冒を誘發するの最大原因なり然れども前者は監獄の構造上及び規律上止むを得ざる事にして後者は法律の規定に基く者あるを以て普通人民と同等に爲す可きものにあらざる然るに此の感冒は實に呼吸器病を誘發するの近因たり故に呼吸器病を絶止せんと欲せば勢ひ其の近因たる感冒を絶止せざる可からず此の感冒を絶止せんとするには囚徒の皮膚をして寒冷に堪へしむる如く強固にせざる可からず如何にせば身軀の皮膚を強固ならしむるを得るに至るか他あらず冷水浴を施さば可なり何故冷水浴は皮膚をして強壯ならしむるかと云ふに冷水を爲せば急に深呼吸を惹起し血液の循環を敏捷ならしむるの反應を生ず故に冷水浴を爲したる

後は却て身軀に熱氣を生ずる者なり而して冷水浴なる者は營養不充分なる者に對して之を行ふも決して害を生ずるものにあらざる事は某監獄醫之を斷言せられたり次に皮膚病は監獄内に於て特發するものは少しく他より輸入せらるる病毒の身軀にあるものは房工場若くは寢具被服等に附着して蔓延す之れ其病毒をして孵化せしむるの材料即ち身軀に不潔物を存するにあり故に水浴を執行し全身の不潔物を去り皮膚病の感染を防絶し皮膚の抵抗力を増加せしめなば感冒を豫防するは固より皮膚病をも未發に之を防ぐの效果ありて些少の害なし然るに君は漠然理由をも附せず單に害ありとは何に依て然るや君醫師に就て少しく研究する處あらば蓋し思ひ半に過ぎん次に君は夏季に於ては身軀を害する少しと雖も囚徒の快樂視するの弊ありと何故に寒中冷水浴は身軀を害し夏季の冷水浴は身軀に害少しか君の議論は凡て理由を附せざるを以て其の趣旨を解する能はざるなり殊に彼の夏季の水浴は囚徒之を快樂視するの姿ありと散士は愈々君の論旨を解する能はざるなり囚徒が夏季の冷水浴を快樂視すれば何故不可なるや散士は決して其の弊害を認めず抑も囚徒が冷水浴を快樂視する

所以のものは身体の不潔物たる汚穢を去り且つ流汗を防ぎ身心俄に清々たるを以て快樂視するならん此の如き快樂は決して杞憂するに足らず入浴又は水浴せしむるも凡て規律の下に運動するものなるを以て彼等囚人には些少の自由をも許さざるなり彼の囚人が戒護者の間隙を得て自由の行爲を爲し快樂するは些少の快樂と雖ども其の弊害大なり何と云へば監獄は自由刑を執行する處なるにも拘はらず彼等囚人が寸毫と雖ども自由の快樂を爲すは刑の執行を免れたりと云ふも不可なきを以てなり然るに君の云ふ如く冷水浴は快樂視するを以て不可なりと云はゞ入浴も亦快樂視するあるを以て尙不可なりと禁せざるを得ざるに至る豈に斯の如き理あらんや次に此の冷水浴は何等の苦痛も無き歟君が論旨に依れば囚徒をして冷水に浴せしむるが如き姑息的方法を以て犯罪人を感化改良せんとするは抑も末なり故に斯の如き見識に類する治獄の方法は須臾く是れを避くるの必要を感ずると同時に速に完全に刑罰を執行するの制度を布かれんことを望む云云と散士は冷水浴を執行せば他に完全の刑罰を執行するの制度を設くるに及ばずとは論ぜざるなり此等の事は散士と雖ども固より

冀望する處なり然れども冷水浴が既に前述の如き効果ありとせば假令累犯者を防遏するの手段たらずと雖ども尙實行するの價值あり然るに單に姑息的方法と云ふは是れ所謂一片の議論にして經驗なきもの云ふ處あり君冷水浴が何故に經驗に類するが請ふ詳述せよ散士は冷水浴に於ては既に經驗あり即ち身自ら實行して其苦痛を知る然らば囚徒と雖ども人なり其の苦痛に於て豈散士等と異なる處あらんや其の苦痛は忘る可からざるを以て之を厭ふは人情の然らしむる處なり然らば些少も再犯防遏に利益なしとは云ふ可からざるなり君以て如何と云ふ

附一監獄の囚人は大概七八百名なるを以て日々全監囚徒をして冷水浴を爲さしむる事は能はざる場合あらん故に囚徒を折半して冷水に浴せしめざる他の一部は洗面塲を設け之に水を入れ手拭を浸し身軀を摩擦せしめなば殆ど冷水と同一の効力あるものなるを以て一日と雖ども之を欠かざる様せられたし然れども十年未満の幼者及五十年以上の老者の如きものは制限して冷水に浴せしめざるも可あらん歟散士は只監獄醫の意見に依るのみ尙は一言す可きは監獄病者統計表等に依れば感冒を以

て呼吸器病の中に包含せしめたることあれども感冒自肺は呼吸器病にあらず故に本文に於て呼吸器病と異にして之を論せり讀者諒焉

●監獄醫務に就て

在演 孤 立 生

邇來監獄改良の聲漸く高く監獄衛生に監獄教誨に自家の専門に屬せざる問題に就き喋々喧々して止まざるもの蓋し監獄改良熱心の餘此に至るものと思へば敢て其説く處正鵠を得ざるものありとするも強ち咎むべきにあらず然り然れども素と監獄衛生の何物たるを解せず濫に素人的考を以て監獄醫務を是非するに至ては此に一言の辨勿るべからず夫れ今日我國監獄の構造は果して能く監獄醫務家の要求するが如き完全なる構造にてあるか我現行監獄則は果して監獄醫務に重きを置かれ制定せられたるものか余輩は現行監獄則を熟讀含味する毎に何時も監獄則制定當時の立法者の意見を疑はざるはなし而して今此に一々摘示するも所謂六日の菖蒲十日の菊なれば敢て多言せず只だ眞に監獄衛生を思はゞ今日は夫れ如何に監獄醫務に熱心屬精するも他の檢束戒護事務に於ける

が如き粲然たる光澤を放たず徒に操下の力持と一般あるあるは常に監獄醫務家の遺憾とする處なる事を知らざるべからず而して素人已に監獄衛生の重きを説く苟くも監獄醫務家を以て任するもの何ぞ監獄衛生を輕視し監獄醫務の周到發達を圖らざるものあらん哉近時専門家にあらざるもの動もすれば監獄醫務に容喙し監獄衛生の不振を慨するものあり余輩其全く杞人の憂に過ぎざるものとし此に監獄醫務に就き一言すると爾

●刑事被告人小説本差入許否の件に付て洋々散士先生の所論を讀む

大坂府堺市 古 新 山 生

吾人偶々監獄雜誌第七卷第十號を繰くに時恰も散士先生刑事被告人へ小説本差入許否の件に付喋々せられたる長文を拜讀するに先生は非許可論者にして其要旨とせらるゝ處は被告人に小説本を繰くことを許さば良心を顧りみるなく却て盜賊等の傳記に感溺して愈々犯罪を隱蔽して遂に拘置監に拘置するの目的を失ふが如き弊害を生ずと云ふにあり個は之れ乍失敬

先生は被告人に小説本の看護を許すの弊害あるの一を御探知ありて未だ其益ある事を御探究せざるものなからんか元來在監人に書籍看護を許すは典獄に於て其法文(監獄則第三十二條)の精神の存する處を能く了得し看護を請ふものゝ性質身分罪質或は拘禁以來の行跡等省察して許可を定るものと思ふ如何なる感化上に有益の良書籍と雖も甲者に適して乙者に不適のものも亦なしとせず例へば宗教上に關する書籍の如き感化上誠に有益なるも被告人中入監以來能く獄則を謹守し先非を追悔憂鬱寢食をも安せざるものに對しては一讀往時の事迹を回想し愈々以て良心の刺戟を受け其極終には神經病等喚起せしむるの具となる事も亦なしとせず之れ等の被告人に對して小説傳記等(風教に害あるものを除く)看護せしむる方却て精神を慰撫し遂に善良心を開發するの具となる事も亦なしとせず前者に異なり再三再四刑辟に觸れ監獄を恰も吾家の如くし強惡兇奸毫も悔改の狀なきものには例へば營業宗教に關する書籍と雖も看護を許さざる方却て檢束の趣旨に叶ふものと云ふべし故に吾人は例へば小説傳記の類と雖も個人的に因り許可を定むと必要と思ふ斯くの如く説き來らば人あり或は

云はん監獄則第卅二條に刑事被告人書籍を看んと請ふときは總て之を許すとあるを如何せん個は之れ此條の文字にのみ拘泥し其法の精神を知らざるものと云ふべし又法文の上より解釋するも單に許すとあるが如きは所謂許可法にして即ち許すとを得と解釋するを以て至當なりと思ふ此點に付ては吾人は先生と釋意を同ふすると雖も散士先生に於て被告人に小説本傳記等差入の如き絶對的非許可論者とせば吾人は徹頭徹尾反對せざるを得ず散士先生以て如何と爲すか

●大に奮發勵精せよ

在中國 東海 逸史

今や我が大日本帝國は戰役大勝の結果彩然たる光輝を世界萬國に放ち條約改正は若々その歩武を進め内地難居を見るの期將に近きにあらんとす果して然らば彼れ歐米人が我が地に來りて通商貿易を爲し互に競争場裡の舞臺に躊躇して榮利を爭ひ爛々たる眼光力吾人の目瞳に映することあるは一點の疑ひならる可し此時に際し競争の結果彼歐米人か我が法權を蹂躪し我が國民を愚弄視すること之ある知る可らず之

固より吾人豫想にして敢て信するに足らずと云へども若し萬一彼にして斯る不良行之ありとせば我が明官は一歩を逡巡せず一刀兩斷の下に於て彼を屈從せしむることあるは吾人の明言を憚らざる所なりわゝ我が監獄社會に於ける賢明なる士君子果して如何なる覺悟を以て彼に接せんとする乎又た如何なる覺悟を有するかは敢て吾人の知るを要せざる所なれども實に彼れ歐米人の鋭利敏捷なること殆んど我が國民をして卷舌に堪へざらしむる所あり嗚呼夫れ司獄官服制の改正の發布を見る豈に偶然ならんや是に於て乎此道の當路者たるもの層層奮發一番勵精する所なくんば有る可らず吾人之を聞く非常の結果を得んとするものは必ず先づ非常の行爲ありと宜なる哉言や非常の所爲あり以て獄務の改良を計ることを得べし豈に奮發勵精せざる可けんや彼れ歐米人が我が皇化に浴する日將に邇きにあらんとす聊か感する所ありて一言すること爾り

●何が故に晝夜分勤法を廢止せざる乎

在中國 東海 逸史

看守勤務法の不完全なるは獄務改良上の一大障害にして今に之を改正するに非ざれば獄務機關の滯滯を來たらし改善の事業を得て期す可らず然り而りと云へども予輩全國各地方に於ける看守の勤務法が果して如何なる方法なるや否や固より之を知るに由なしと云へども要するに一晝夜勤務法を廢してパー氏の晝夜分勤法を施行せらるゝとなるとは讀者諸君の普く領承せる所にして今更予輩の喋々するを要せざる所也假令或る地方に於て一晝夜勤務法を施行せらるゝとありとするも管だに或る一部に於て之を施行せらるゝと信す予輩嘗て第七卷第八號の紙上に於て鳳雛麟兒生と題し如何にせば看守の品位を高むべき乎と云へる問題に就て看守勤務法の酷た不完全なる所以を一言せしとありしが偶々該問題は予輩をして充分なる意見を吐露せしむるの餘地を與へざるを以て極簡略的に之が回答を試みたりしは普く諸君領知せる所にして誠に遺憾の極と謂ふ可し是に於て乎再言するの止むを得ざるに到る夫れ一晝夜勤務法とパー氏の晝夜分勤法とを比較し見れば何れかその勞働重きやを考ふるときは一晝夜二十四時間の勤務法は甚だ劇務なるが如しと云へども實地的之を行ひ來

るときは決して晝夜分勤法の如きにあらずる也あゝ一晝夜勤務法の如きは多少その勞働頻繁なることありとするも勞して安んずるの非番あるありて飯りて家計を營むとを得べし親屬に語るとを得べし故舊に談ずるとを得べし妻子を教育するを得べし遊園に樂むとを得べし孝養を盡すとを得べし出でゝは一意専心公務を奉し吸々として國家に誠忠ならざるはなし之に反して晝夜分勤法の如きは實に戴星踏月の勞働にして身体の勞疲を來たらし獄務機關の滯滞を招く不完全なる勤務法にして飯りて家計を顧みるに違なく親屬故舊ありと云へども相語るとを得ざる而已ならず出て服務の熱度を薄弱ならしむるの嫌なき能はず假令之なしとするも身体自然の勞疲に制せられ其他諸種の事情より止むなく病氣欠勤せる場合之なしとせずあゝ晝夜分勤法の不完全にして爲めに國家的名譽職を汚損し献身的事業をして中途に於て變節せしむるとあるや識者を待て後に知らざるなり斯く論じ去り論じ來れば一晝夜勤務法の大極上等完全無缺の最良法たるとは瞭々乎として火を見るよりも章なりあゝ何故に晝夜分勤法を廢止せざる乎予輩聊か感ずる所ありて貴重之餘白に一言を吐露し一晝夜勤務

法の復飯を望むと切なり大方諸子幸に諒焉

●減食懲罰者に役業を課するを望む

大坂府堺市 古新山生

監獄は國法違犯の惡漢無賴者に對し嚴正に自由刑を執行し感化改良せしめ以て社會の秩序安寧を保全するにあり然るに囚人中動もすれば監獄の紀律に服従せざるもの往々現出せり茲に於てか監獄は獄内の取締法即ち懲罰なるものを科し強制以て紀律の下に服従せしむるにあり而して其懲罰則中減食なるものありて獄則違犯者に十中の八九は此減食懲罰を科するものとす一体減食なるものは監獄則第四十二條に減食一日の食糧を二合乃至三合に減し鹽湯二品の外菜を與へずとありて毫も役業を中止するの明文なし然るに一般監獄に於ては該減食懲罰執行するに當り役業を中止すると故に懲罰者中減食處罰は囚人の骨休めなり或は行罰監は休息所なりと放言し其懲罰の効果實に薄弱なりと聞か吾人或は然らんとと思ふ素より減食懲罰なるものは其物の性質上より之を見るも亦法文の上より考察するも普通の役業に服従せしめ以

を固守し默止するの時にあらず大方諸君以如何と爲すか

●監獄改良大演説(承前)

鐵血生

一面食を減ずればこそ非常の痛苦も感すべけれ然るに獨り食糧を減したる而已にして役業を免するが如きは左迄懲苦を感せざるべし一体食糧なるものは各人の勞働如何に因りて異なるものなり看よ社會不勞働者に於けるも一日の食糧三合位を以て常とするものあらずや況や徒手空坐以て減食懲罰執行中のものに於ておや故に吾人將來減食處罰者に繼續役業を課せられんことを切望するものなり

斯の如く論じ來らば或は云はん減食懲罰の如き身体に大害あるを以て該罰則の如きは業に廢せんとする論者湧出する矢前に向へ減食者に役業を課せんとする論者の如きは時勢を知らざるものなりと個は之れ机上論者にして未だ實際を知らざるものと謂べし吾人固より醫道に暗しと雖も多年監獄に従事し減食懲罰に處せられしと十犯乃至二十犯杯と云ふ囚人に付き親く身体を審査するに普通囚人と敢て異なることなし況や二犯三犯の減食處罰者に於てをや吾人身体に大害を來すとは認めざるなり然れども個は只吾人の鄙見なれば大方諸君毫も吾人に恕するとなく斯の道の爲めに服すべきは充分服し玉へ吾人も亦對ふべきは謹て對へ受くへくは再拜して受けん今の時は自論

諸君是れより客臘第一回の開演に引續きまして演説を試みやうと思ひますとして演説を致す前に先以て新年の祝意を申上なければならん諸君地軸一轉此和氣洋々の間に諸君と俱に明治三十年の新天地を迎えましたのには寔に祝すべし賀すべき次第でござります(此時辯士萬歳と呼ぶものあり)鐵血は此に謹而諸君の萬歳を祈るのである何は一寸御斷り申さなければならん事がある夫れは外ではござりません餘り鐵血の鐵血たる持前を顯はし言論が過劇に涉りますと治安妨害を以て中止解散否會主より紙上の割愛を禁止せられまするから(此時辯士屈する勿れと時々遣るべしと叫ぶものあり)いや鐵血は屈するにあらず亦撓むものでもありませんからと時々遣る考ゑではござりまするが兎に角言論が奇激に過ぎますと切角諸君の御清聴を煩はします演説も無責任に陷る而已ならず鐵血が非才を以て辯士の任に當りま

した大趣旨に背馳するに當りますれば諸君何卒錢血の意中を洞察せられ暫時靜肅に御清聴あらんとを希望致して置きまする(謹聴々々)

諸君凡そ如何なる事業を企畫致しまするにも必ずや其主義目的が勿ればならんのである若し失れ偉大の事業を計劃するも其要義の定まる勿んば如何でござりませうか到底其事業の目的を達すること不能るは鐵血が此所に喋々囁々するまでもなく諸君は先刻御承知の事であらうと思ふ(ヒヤ々々)して見ますと國家的事業に於て最も至難中の至難に屬しまする我監獄事業に就きましても必ずや確的の主義目的が勿ればならん諸君演説の順序でござりますれば是れより行刑の要義に就て少しく申述やうと思ふ(謹聴)

諸君此監獄に於て刑罰を執行するに當りまして如何なる主義を要するものであるかと云ふに則ち其要義とする處のものは裁判の確定したる囚人に對し刑罰を執行する方法手段を指すのである換言致しませれば囚人に對し一定の監獄紀律を履行し完全に刑罰を執行すると云ふに外ならんのである夫れでござりまするから若しも監獄にあつて自由刑を執行するものにして其主義を失ふ囚人に對し自由自在の動作を

許しませしならば如何でありませしやうか其日一日は自由刑を完全に執行したものとば謂ふないのである(此時然らば日本の監獄にては自由刑は名許りにて其實なきものなりやと疾呼するものあり)マーそんなものでござりまして鐵血は已に前會に於ても斷言致しませし通り遺憾ながら今日の日本の監獄にては自由刑執行の要義に適當方法手段を以て刑罰を實際に執行して居る監獄は絶無なりと信じて居るのである演説が追々進行するに従ひまして何故に日本の監獄にては完全に自由刑を執行し不能るかの理由は自らお分りになる事であらうと思ふ(此時辯士直入的に實地を曝露せよと呼ぶものあり)

偕て諸君刑罰を執行するに當りまして是非とも備ふなければならん三つの要素がある其要素の第一は嚴正である第二は摯實で第三は均一と云ふ事である其所で刑罰を執行するにはどうしても此三つの要素を具備致しませなければ完全に刑罰を執行したものとは謂ふないのである此三要素の事は刑執行の基礎に屬しませすれば須く頂を分ちまして演説し諸君の御清聴を煩はさうと思ふ(謹聴々々)

第一嚴正

第二摯實

諸君犯罪人は大概情慾の奴隸である故に若し犯罪人にして犯罪の當時能く此情慾を抑制する事が出来たならば身を監獄に拘禁せられ人類に貴重たる生命を奪われ或は自由を剝奪せらるゝやうな不幸の域に陥るやうな事は少かつたのである然るに一朝情慾の奴隸となり犯罪を爲すに至りしかを思へば世の中に犯罪人は可憐ものはないのである併し如何に可憐の鼠輩でござりましても苟くも刑罰を執行するに當りまして彼の婦人の仁を施してはならん是れは治獄上尤も禁物にして置かなければならん(ヒヤ々々大笑起る)

其所で監獄で刑罰を實行するに臨みまして尤も留意しななければならん事は囚人をして犯罪當時を追懷せしむると云ふ事である言を換へて申せば人類の社會に生存する以上は相互に侵犯するなく和樂して此世の中を渡ると云ふ觀念を起さしめなければならん實に囚人をして人道に陷迷ふたる結果は忽ち身の不自由を感じ遂には貴重なる生命をだに奪はるゝが如き重き刑に處せらるゝに至りしも佛の所謂自業自得に基くものなる事を悟らしむるのは尤も必要である則

諸君囚人が監獄と申す極究屈千萬なる場所に貴重の身軀を拘禁せられまして刑罰の執行を受けまするの如何なる權力に依て執行せらるゝのでござりませしやうか(此時法律の力なりと揚言するものあり)成程法律の力に相違ござりません已に我日本帝國憲法第二十三條にも

日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受けることなし

とござりまするから法律の權力にあらざれば臣民の自由を拘束せらるゝ事はないのである夫れで法律の力に依て臣民の自由を拘束し裁判確定の後愈々刑罰を執行する場合となりましては全く臣民の自由を剝奪し衣食住を始め動作對談に至るまで行刑法則に監獄則の規定に基きまして處遇するのでござりまするから苟くも囚人をして自由の動作對談等を許してはならんのである是等の苦痛を囚人に感知致させまするるのは自由刑に對する一の要義則ち嚴正である夫れで嚴正に刑罰を執行する効果として囚人自ら先づ全く自由を剝奪せられ居る事を自認自得し此に始めて國權の強大なる事を知らしむるの實力が顯れたものと謂はなければならん(拍手大喝采)

ち監獄に於ける此作用を稱して譽實とは申すなれ鳴呼譽實なれ譽實なれ若し夫れ刑を執行するに當り此譽實的作用なき時は如何にして犯罪人を感化改良する事が出来ぬやうか須臾諸君の御研鑽を冀わなければならん(拍手大喝采)

第三均一

均一とは則ち公平に刑を執行するの謂でござりまして行刑要義の一に属するのである何故囚人を處遇致し、するに均一を貴むべきか公平なるを要するかと申しさするに此監獄と云ふ處に於て刑罰を執行するに當りまして囚人を待遇するに公平均一と云ふ事を欠きさすると囚人は遂に法律の尊むべく重んずべきを知らず徒に自己の境遇は恰も一私人の爲めに賣られ居るやの觀念を起し終には刑罰と云ふものの實力を味あわずして終るに至りさすれば苟くも一身を犠牲に供し我監獄の爲め斃れて後止さんとの決心を以て職を奉せらるゝ處の諸君は公平均一と云ふ事の遇因上尤も必要の事柄に属すると申す事は夢を忘れになつてはなりせん實に吾々監獄官たるものゝ寸時も頭腦を放たしむる事の出来ぬ事柄は澤山御座りさするが先づ今日の處に於きましては社會より

司獄官吏を評して過去の夢未だ醒めず或は立憲の趣旨を知らず杯の誹謗を蒙らんやうに勉むるのは最大必要の事である吾々は遇因上に就きまして此觀念は暫らくも頭腦を去らしめてはならん(ヒヤ)

諸君以上申上なした通り此三つの要素と云ふものは刑罰を執行するに當りまして尤も必須の事柄でござりまして若しも監獄で刑罰を實行致しなしても此三要素を備へません時には決して刑罰の實力と云ふものを顯はす事の出来ないこと云ふ事は鐵血は此に斷言して毫も憚らるのである(ヒヤ)其所で我日本の現在の監獄にては果して此等の要素を備へ完全に刑罰を執行する事が出来るで御座りませうか諸君彼の監房の構造は如何彼の工場の体裁は如何彼の監獄作業の種類は如何最う一ツれ負けに肝腎金目の監獄官吏の腕前は果して如何一々是等の問題を擔ぎ出し演説を致しなする時は我日本の現在の監獄にては到底完全に刑罰を執行する事不能日本の監獄にて完全に刑罰を執行し多數の犯罪人を感化改良し監獄最終の大目的たる犯罪撲滅の効果を奏せんとするは鐵血の十八番たる恰も彼の泰山を挾んで北海を超へよと勸むると一般であらうと考へます(拍手大喝采)其

所で最早時間が御座りませんから其細目に涉りさする事は第三回の演説に譲る此所で御免を蒙りさす尙は諸君鐵血が謂はんとする處のもの未だ謂はざるは其時期に達しないからでありさする第三回目よりは愈々現在自由刑執行の有様を曝露し鐵血が常に慷慨悲憤切齒扼腕に耐へざる事柄を直言的に演説しやうと思ふ併し演説が奇激に涉り治安妨害と中止或は解散の嚴命に接するものも餘り實めた話しではござりませんから突飛に涉る事は致さん考へである諸君豫め是れを諒せられよ(拍手大喝采)(此時第三開演を待ちさすると呼ぶものあり)

●作業専任女監取締の設置を望む

芳 香 女 史

反に承る處に依れば監獄の作業發達整理を圖らるゝ監獄に於ては男囚の工場に必ず作業専任看守を配置し専ら作業の督勵帳簿の記録事務等に執掌せしめ只管監獄作業の發達を計圖せられ同時に一面に於ては作業に關する事務の整理に留意せられつゝありと然るに女監は如何依然として檢束戒護の傍ら作業に關

する一切の事務を處理せしめられつゝあるを以て時に偶々檢束戒護の周到を欠き上官の叱咤を蒙るが如き失態あるを免れずとは曾て妾等の聞き待てる處にして已に當局者に於ても作業専任女監取締設置の必要を認め居らるゝならん要するに今日未だ以て作業専任女監取締の設置なきは女監取締の定員に限りあり特に専任取締を置くの餘裕なきに基由する事なるべきも監獄改良てう趨勢は永く女監をして舊習の默守を許さず他監と等しく改良すべきは改良し一日も速に刑罰の力に依り女囚をして改良感化の實効を擧ぐる事に勉めざるべからず然かせんには特に女監に作業専任取締を配置し専ら作業の督勵帳簿の整理に任せしめ檢束戒護専任取締と其責任を分たしむるより宜しきはなし妾等彼の檢束戒護事務の周到を欲すると同時に作業専任女監取締の設置を熱望し聊か其所思を綴り待べると云爾

●皇太后陛下の大喪に就て

本月十二日 皇太后陛下崩御に付大喪被仰出帝國臣民舉て吊意を表し哀悼の赤誠を旌表し奉るべきこと勿論にして 皇恩の洪大なる今更ら申すも畏きことながら更に本月十五日勅令第五號を以て定役に服すべき四人の服役を赦免せらるべき件を公布せられたり當局者たるもの御趣旨を貫徹せしめられたること亦素より論を俟たざる所なりとす其全文左の如し
勅令第五號 (一月十四日付)

皇太后陛下 崩御に付定役に服すべき四人は本令發布の日より五日間并に御發棺及御埋棺の當日特に其の服役を免す

但本項の期間は臺灣に在つては本令到達の日より起算す

右に付同日内務省警保局長より各府縣知事に宛て電報を以て左の通達せられたりと云ふ

今十五日左の通勅令第五號發布ありたり(全文略す)

皇太后陛下 崩御に付定役に服すべき四人は本令發布の日より五日間并に御發棺及御埋棺の當日特に其服役を免す但本項の期間は臺灣に在ては本令到達の日より起算す
又別に同時左の通々牒せらる

今般特に囚徒の服役を免せられたるに付ては免役當日には恩命の旨趣を貫徹せしむる様相當の教悔を施され度命に依り通牒す

右に依て之を見るに本勅令は本月十四日の御裁可なるも發令は即ち翌十五日の官報を以て公布せられたるものなれば五日間の免役は無論十五日より起算すべきものあること亦勿論なりとす尙本勅令の旨趣を貫徹せしむる爲め一般在監人は靜肅謹慎を表せしむるは勿論左記の各項は當局者の方寸に

於て適宜制限せらるべきこと事体の宜しきを得たるものあるべしと信す

- 一 處罰中の者は一時其執行を中止すべきこと
- 一 囚人の食物購求は差さること
- 一 囚人懲治人の書籍書讀は之を許さること
- 一 囚人懲治人よりの發信は許さること

●死刑の執行停止

皇太后陛下 崩御に付去る十二日より十五日間(二十六日迄)及び御發棺御埋棺當日は死刑執行を停止すべき旨御沙汰あり松方内閣總理大臣より司法、陸軍、海軍及拓殖務四大臣へ御沙汰書を傳達せられたる由

●大赦、特赦令

今回 皇太后陛下崩御に付き大赦令を發布せられんとすとの識其筋に於て行はれ居る説の趣き予輩素より信偽は之を保證するを得すと雖も大赦令にして果して出づるものとせば政治上に關する犯罪即ち國事に關する犯罪、言論集會に關する罪等破廉耻にあらざる性質の犯罪は勿論大赦を行はるべきも一般の犯罪に對しては特赦を以て減等せらるることとなるべく而して其發命は大葬當日なりと云ふ聖恩の優渥洪大下も罪囚に及ぶ、予輩臣民たるもの感激措く能はざる所なり

●小河滋次郎氏の歸朝

回顧すれば明治二十八年三月廿四日横濱に解き佛國郵船カレドニヤ號に便乗し渡歐せられたる佛國巴里府開設萬國監獄會議帝國政府委員非職神奈川縣典獄小河滋次郎氏は駐歐正に二年使命を終へ兼て各國の獄制を精研せられ昨年十二月五日佛國馬耳塞發佛國郵船ナタル號にて歸途に就かれ本月九日無事神戸に着同夜神戸に一泊翌十日京都に出て用務を終へ同夜京都發急行列車にて同十二日午後三時十五分新橋に安着せられたり氏が同行者は彼の償金回收の爲め英國に出張せられたる山本日本銀行營業局長、園田正金銀行頭取及び本多農商務技師等にして園田氏は孟買に所用あり同地に上陸せられ山本氏は神戸より倉皇歸京せられ獨り本多氏とは獨逸より同伴なりし由同日小河氏が着京に先だち横濱は氏が舊任地と云ひ且は今尙非職神奈川縣典獄たる資格上より同日午後二時若山同縣典獄始め監獄署員并に氏に舊交ある人々は横濱停車場に氏を迎へたりしに氏は着後停車中一時下車の上出迎人に對し一々鄭重に挨拶を畢へ同時若山典獄以下二三の署員は氏と同乗し東京迄見送られたり而して午後三時過新橋に安着せらるゝ

應 答

や出迎の諸君には親戚知友無量百餘名にして一同氏が無事歸朝を祝せられたり氏は之に對し一々答禮の挨拶を述べ馳て出迎人と共に腕車を驅り麴町區飯田町六丁目なる氏が假寓所に歸られたりと、而して當日新橋迄出迎はれたる主もある官人は久米内務省參事官長屋東京集治監典獄、山下警視廳典獄、浦警保局監獄課長、坪井、新居、印南等の各内務屬、厚風昭氏并に東京集治監警視廳監獄本支署各課長課員諸君等にてありし様見受けられたり

●改正制服の着用

典獄以下監獄官の制服は昨臘之を發布せられ其施行期限は明治三十一年度より實施さるゝこととなりたるも典獄及看守長は右期限内と雖も適宜着用品差支なきこととされるより既に本年一月一日より調製實施の向之れあり改正制服は畧々海軍服制に相似たるものにして肩章の如き金色榮然として威風自から備はり監獄官の品格を高めたること層幾陪そ

●第八十二項

在奈良 洋々 散士

寒山生質疑の要點は囚人所持品領置の書籍を看用として囚人に下渡す場合に於て物品會計官吏は其の下渡中と雖も尙保管の責任を負ふものなるや否やと云ふにあり數十以爲らく此の場合に於ては下渡すと同時に保管全部の責任を免れたるものとて仕拂に立つ可きものにあらす只其の囚人に下渡したる事を明確に記入し置き以て他日其の下渡しの書籍を囚人自ら紛失若くは毀損する事あるも其の責任は決して會計官吏の負擔する處にあらざるを以て愈紛失の嘆に至らば其の理由を附記して仕拂に立つ可きものと思考す

●第八十二項

錦城山人

本問は後段の解を適法と思考す理由在監人所持品は監獄則第八條に於て典獄悉く點檢して領置すべしとあり又政府に關する物品は(在監人所持品共)物品會計規則第一條第四條乃至第六條に於て物品の性質及び其保管並に責任者を定められたり之れに由り是れを見るに一は典獄を責任者とし一は物品會計官吏を責任者とするに由り、則法文上相衝突するやの感あるも是れは別問題にして今や一般在監人所持品は物品會計官吏に於て之れを保管することなれば又物品會計規則に依り之れを出納せざるを得ず(同則第十條に明なり)況んや監獄則に於て明に領置すべしとあり且同施行細則第十七條に於て下付の手續を明記あるに於てなや是れ後段の解を可とする所以なり

●第八十二項

鐵血生

假令囚人に下渡したる物品なりと雖も監獄は當然保管の責に任ぜ

●第八十二項

在中國 東海逸史

囚人に書籍看讀用として下附せし場合は物品會計官吏に於ては直接に之が保管の責任なしと云へども間接には無論之が保管の責任あるや章なり果して然らば再度領置の手續を爲すべきに於ても更に評價を付し受入の手續を爲すの必要は是なきものと思考せり問ふ寒山生は如何に

●第八十三項

孤立生

處罰執行中に係る有賞者の優遇は停止すべきものであるか否やと云ふに吾人は性質上其優遇を停止すべきものならんと思ふ故に其し賞表を賜奪せらるゝが如き非行なしとするも苟くも他囚の模範とし優遇せらるゝ有賞者にして獄則違犯の行爲あり懲戒處分に遇はんか普通囚人との何の擇ぶ處ある吾人は全く四分六分を與へ冷遇するの正當なるを認む問者夫れ同意するや如何に

●第八十三項

本問は監獄則第二十八條の下白米十分四麥十分六を給するを可とす

理由懲罰者に對する食糧は均一ならざるべからず何ぞ賞表者否との別あらんや將又監獄則に監人食糧に十分五飯米を増給するの明文なく且立法者も同則第二十八條の外他に米麥の増減を認めざればなり何故に之を認めずと云ふ明治十四年の舊監獄則第三百三條三項全第五條二項には賞食の半若くは三分の二を減すとあるを現行監獄則に之を改正して四十二條四十三條に一日の食糧を二合乃至三合に減すとあるを見れば明なり而して賞表者に對し優待を與ふるは監獄に則すあるを以て第四項に定めたるものなれば之が食糧を増加十分の五に増加するは第四項に定めたるものなれば之が食糧を増加するは所謂細則を以て本則を動かすことなれば元より出來得べきことにあらず若大優待を與ふるの故を以て半米麥を給するを可とせば同第六項の榮を亦給せざるを得ず豈に如斯理あらんや是れ四分六分の米麥食を與ふるを可とする所以なり

●第八十三項

在奈良 洋々 散士

賞表二個以上を有するもの獄則違犯の結果賞表は減奪せられざるも賞食に處せられたるときは其の食糧は半麥を與ふや將た四分六分を與ふやと云ふにあり散士は此の場合に於ては尙半麥を與ふるも之を思考す何となれば賞表を減奪せられざるを以て其の食物は依然の半麥たるの性質を失はず只處罰の効果食糧を減せらるゝにあればなり然れども之に反し其の情狀に依り賞表を減奪せられたるときは既に其の食物に於て性質を變じ四分六分となりたるを以て此の場合に半麥を與ふるものにあらざるを思考す

●第八十三項

東海逸史

取問て予服罰而第六卷十號の低上刑罰の勞を玉ひ大に世上の攻究を

要せし一間なるか幸に其當時在信濃深洲先生に回答を與へて謂く賞表四個を有する囚人犯則に減食に處せられ賞表二個減奪せられ該監獄執行の食糧米麥其割合に付自問自答せらる本問は逸史の自答の如く賞表二個を有する囚人なれば假令懲罰執行に係るに雖米麥五分の割合を以て給する方至當なりと茲に予輩は流石深洲先生の賢明を得て満足至極なりしが今や本問に關し先輩有識者の確論卓説を得て予輩の自問自答の薄弱なるを悟了せるが故に拔擢し以て貴生の膝下に呈す請ふ予輩の陋劣未練を咎むる勿れ々々

坪井直彦印南於宛吉岡氏看守服務要綱に曰く

賞表を有するもの懲罰を受けたるとき(中略)苟も懲罰すべき違反あるあれば已に附與せられたる賞表に對しては其資格を失ふべきもの也特に賞表を受け處遇を受くるの身分なるにも拘らず獄則を犯すときは其意眞に悔むべきものと謂ふべければ此旨趣を以て宜しく嚴重に之を解せざる可らず若し又賞表を有するもの處罰せられたる間は其賞表に對し享有する所の凡ての優遇は全然停止す可きものと云々

又た小川岳洋君も是に同様なる確論を監獄學に示せり(前略受罰後尚ほ若干の賞表を有するものなりと云へども懲罰中は總て其優遇を停止すへきは論を俟たず犯罪管理中に於ても亦た同し云々(以下略)

●第八十四項

鐵血生

囚人購求に係る食物は如何なる故障の生じたる場合に在つても喫食せしむべきものであるが否やと云ふに問題の如き場合に在つては囚人に喫食せしめ不能るものなる事は已に問者の識る處にして要する

●第八十四項

東海逸史

囚人の情願に依り購求食物を給與せんとするに際し卒然病氣發生して食すること能はざるは往々事實の免れ得ざる所に於て大に當局者の注意點に要する所なり何となれば彼囚人病氣食せざるの故を以て之を投棄するが如きは彼囚人が平素學々として使役に勵精せし思慕の工錢を無にするの不潔切と謂ふべし果して然らば恩惠的工錢を無にせざるの方法を講じ此事ならしめんとするは大に之の監獄の進歩と當局者の技倆とを下知するに足る是に於て平逸史は如此し之有るに際せば懲罰購求の際宜しく特當料理家に特約を結ぶが如きことなからんことを爲すの注意は尤も必要なりと信ず問ふ嚴島生如何に考按あるや而して懲罰の言議を受け爲めに之を給與する能はざるが如きは實地的之なきものと信ず若し果して如此事ありとせば之則ち手續の緩慢職權濫用の所爲と謂はざる可らず何となれば購求の食物は懲罰者その者の犯行罰則及び言議を受けざる以前に於て之を購求し置く地方は定めて之なきことは逸史の明言を憶らざる所なり果して然らば懲罰者その者の反行の言議を受け未だうの言議を受けざる以前に於て果して食物購求情願なるや否や取調へ購求の停止手續を爲すの余蘊なきにあらず若し余蘊なしとせば之則ち取扱手續の不完全なる方法と謂はざる可からず不完全なる方法を改正するは實に目下の一大急務ならずや嚴島生以て如何と爲すや

●第八十五項

孤立生

無論勸告内規の精神に實踐するの處作なりと言はざるべからず而して吾人囚人行狀勸告則なるものを成文的に規定し置くの必要あるや否やに就ては大に新新なる意見なきにあらずと雖も今言ふの時

に本問の點は實際取扱上に困難を來すが所以たらざるなきが予は如斯場合に當つては假令取扱上多少の手續を煩はすあるも囚人に實に一人が購求したる商人を指す金錢に引換置するの外他に其能なきものとす嚴島生請ふ尋常監主人の調議を知るや知らずや主人能なきものに購求食物をす金錢に引換置するの正當なるを主張して不止主人の意見に比せば予が本問の決定は強ち無理なる注文にあらざるべし本問は食品買入たる後なれば監獄主に返すこと能はず且食品は腐敗すべきものなれば保存に不埒右は監獄則施行細則第五條に依り處分すべきものとす

●第八十四項

在奈良 洋々 散士

施行細則第六十二條に依り囚人の請により食物を購求し之を給せんとするとき其の若何然疾病若くは懲罰に處せられたる爲め之を給する能はざるときは如何に之處分するやと云ふにあり此の場合には區別して之を答へざる可からず先づ其の購求食物が急に腐敗せざる者にして保存し得可きものなれば之を保存し其の疾病の全快若くは懲罰満期の後之を與へ亦直に腐敗す可きものなるときは前者即ち疾病のときは醫師の意見により之を食するも差支無き時は之を給す可し其の食する否とは囚人の適宜なり又懲罰のときは其の處罰執行の着手前に之を與ふるを可とす何となれば其の食物の買入れば作業に補助して食費を償ふに足る可き手續を得たるものにして其の請に基き償置したる工錢を以て其の懲罰の言議を受けざる以前に之が手續を了したるを以てなり然れども實際に於て其の手續は終りたるも未だ其の購求食物を商人より受取らざる以前ならば之を一時中止し又前述の如く保存し得らるものならば之を保存するを可と思考す

第八卷 第壹號 應

應にあらざる故に吾人は現行勸懲期なるもの、死滅せざる限りは勸懲期満の一週内に二回の賞表を與ふるが如きは、罰責内規の精神に背反するの簡單なる一言を以て答辯の責を塞き置かん

第八十五項 大阪府堺市 古新山生

多額入申一週内に於て後改の狀著しく比較的已に二個三個の賞表を有する者に僅ち善行ある者も亦なしとせず之等の者には一週内と雖も二回の賞表を與へたきものなれども如何せん勸懲内規第二條に「一期第一次の賞表を行へき者」とある已上は一週内二回の賞表を付與するは該規定に背反するものと考えふ

第八十五項

本問は一期間に二回の賞表を與ふ内規第五條二項以外のものに給するは違法とす理由監獄規則に同施行細則には賞表の程度なし故に吾輩をして之を云はしめば第四十條に適合のものなれば必ずしも五期に滿ちし一期一個に限るの要なし一個にても差支なく六個七個或は十個を給するも差支なし何ぞ監獄の必要あらん是れ重に假出獄免職附特赦の邊境となすを得ば可なればなり況んや免職附特赦の刑罰四分の三の経過を要せざるに於てをや然れども學問に實務に経験ある者士の職業せる監獄局に於て監獄局長が命に依り適度を量り法理に照し同情を考察し此の内規を定め地方長官に通報せられ典獄の外は依に機械せざる様の注意ある内規なれば妄に吾輩の空論を擲むべきにあらず今や監獄の事業長足歩の折衝なれば内規上或は多少の異論あるべしと雖も典獄は内規の範圍外に駁すること能はず是れ運行の費あればなり

第八十五項 東海逸史

本問は賞表五個に滿たざるも監獄規則第四十條三項に依り充分假出獄を適當とするの邊境を得ば之を稟請するを可とす又五個の賞表は勸懲内規に於て極點の賞表なれば假出獄を申請するに充分の心證あるにあらざれば之を與ふを得ずと思ふす依て五個を與へたるものは必ず假出獄を稟請するを可とす五個を與ふるも假出獄の申請をなす可とせば典獄の職權に屬せずとせば賞表は何の爲め給するや將た典獄の心證は不確なるを設せんのみ若夫賞表の實體は優待に過ぎずとせば又何を云はん問者以て如何とす

第八十六項 古新山生

監獄規則第四十條末項に賞表は假出獄免職附又は特赦を具狀するの邊境と爲す事を得とあるにあらざるや左すれば五個の賞表を有する者必しも假出獄を申請するの限にあらざるや反て少數の賞表を有する者に對し假出獄の申請するとも亦なしとせず是等は一に典獄の職權内にありものと思ふ

第八十六項 東海逸史

然り典獄の職權内に屬するものとす

第八十七項

在奈良 洋々 散士
吉田君の質疑に對し聊か答ふる處あらん君曰く我國今日の民度は果して條件附裁判を執行するの時運に達せしや否やと云ふにあり散士は現行刑法に於て既に條件附裁判の制を採用せざりしか遺憾とするものなり故に我國今日の民度に於て條件附の制を設くるは實に散士の冀望する所なり我當局者に於ても改正刑法草案には其の規則第二章第三章第三節に於て刑の執行の猶豫及び免除として之の如く記載

第八卷 第壹號 應

答 五十

あ、「罰責の害は、懲罰の弊に優る」豈に戒慮せざる可けんや一勸懲期限内に二回の賞表を與へて彼らを優遇するが如きは之乃ち蓋賞の酷しきものにして監獄に於ては獨り罰ありて賞なしと謂ふべき程のものなり」勸懲内規の一週内に一回の賞表を授與するに於ても著しき善長の行爲あるを認むるにあらざれば之を授與せざるものなるに二回の授與を爲すか如き觀察は如何に擧て是を認むる乎之則ち勸懲内規の規定に違背する而已ならず抑も該理の將に許ざる所なりとす問ふ洋々散士以て如何と爲すや敢て反問す

第八十六項

吉田生

本問を決定せんと欲せば須臾く先づ假出獄なるものは果して有賞者にあらざれば執行し不能なるものなりか換言せば賞表を有するものにあらざるよりは假令法定の期限を経過するも假出獄を申請し不能なる研究せざるべからず

金盟の信する處に依れば國人の賞表なるものは假出獄者の資格を造るべきものにあらざる（監獄制度の監獄治下に於てはいざ知らず故に假令無賞者則ち賞表を有せざるものなりと雖も假出獄の恩典に與らしめ不能の理由は未だ以て發見せざる處なり而て本問の如き賞表五個を有せざるも法定の期限を経過せば典獄は其見込に因り假出獄を申請する事を得べし反之賞表五個を有するものなりと雖も假出獄の申請を爲す可とせば典獄の職權内に屬する自由の動作なりとす是れ賞表は法定の所謂假出獄の境線となるべきも假出獄者其者の資格を造るものにあらずればなり洋々散士異説あらば指教の勞を吝む勿れ

第八十六項 錦城山人

しありと聞く掲げて以て參考に供す
第三十條初犯にして懲役又は禁錮六月以下の言渡を受けたる者に付ては情狀に因り裁判言渡の日より時効の期間内其の執行を猶豫することを得

第三十一條初犯にして罰金の言渡を受け納完することを得ざる爲め留置すべき者に付ては其の日數の如何に拘はらず前條の規定に従ひ時効の期間内其の執行を猶豫することを得但懲役又は禁錮を執行すべき者に付ては此の限りにあらざる

第三十二條懲役又は禁錮六月以上に處せられたる者と雖も他人の生命身體又は自由を直接なる損害を生ぜざる事件又は財産に對する犯罪にして其の損害の全部を賠償したる事件に付き自首減輕せられたるときは第三十條の規定に従ひ其の執行を猶豫することを得

第三十三條刑の執行猶豫は刑の執行前執行事の申立に因り裁判所之を決定す此の場合に於ては其の決定ある迄刑の執行を停止す
第三十四條罰金公債を科し又は罰に付せられたる者に付ては第三十條乃至第三十二條の規定を適用せず

第三十五條刑の執行猶豫の期間内更に罰金以外の刑に該る可き重罪を犯したるときは其猶豫せられたる刑の執行を免除す
第三十六條刑の執行猶豫の期間内更に罰金以外の刑に該る可き重罪を犯したるときは當然後刑と共に前刑を執行す

右の外尚第三十七條第三十八條に於て假出獄に關する規定あり又第三十九條には拘留の執行を免除するの規定ありと聞く誠に至當の改正にして散士の賛同を表する處なり質疑者以て如何と爲す

第八十七項

錦城山人

答 五十一

條件付裁判は今日之を執行するの時運に達せりと確信するものなり又速に之れを實行あらんことを熱望するものなり理由現行刑法に欠典あるは世人の已に認むる所なり世人が法理を解し法治の必要を知るにあらざれば世人が刑法の欠典を認むるに至らざるべし法治の必要は彼犯罪者の將來を戒め轉運善せしむるに外なきのみ然るに懲罰の初犯者を以て獄に投せんか元來多きは教育不備の愚漢自活の道を知らざる者已に罪名を受け又監獄の妙味を知る 毒を喰へば皿までの毒を起し終に返らざるの習慣に化す豈に慨せざるべけんや是れ畢竟教育の不備に基ひすも亦法の欠典たるすんばあらす然れども已に法あり之を律せざるを得ず已に之を律す其者化して極悪者となるを如何せん是れ條件付裁判の必要を感ずる所以にして時期已に至れり只實行の遲きを嘆ずるのみ其監獄に入るゝと入れざるとの間最も考慮を要すべき所にして司法の於此に存すと思考す是れ條件付裁判を望む所以なり

●第八十七項

鐵血生

近時條件付裁判の効能を説くものあり余輩論者の卓説に感服せざるにはあらず雖も條件付裁判制度の如き果して能く我國今日の民衆に適用すべきか余輩猶疑ひなき不能なり而て論者が條件付裁判の効能を披露するに當り筆鋒鋭く分房制度を非難したるの大膽なるに至ては悉く我輩主入を以て暗然たらしめたる事なるべし余輩條件付裁判の新制度は須く左の條件を附し排斥せんぞす
一條件附裁判は監獄制度を改良し是れが實行試験を経たる上にあらざれば執行するの價值を有せざる事
一條件附裁判は警察態度を改良し行政警察の力を以て犯罪を未萌に

●第八十八項

錦城山人

財産刑執行權の發生は裁判確定の日に初まるものとす何となれば納定期間満了の日に刑法第二十七條三十條に依り之を換利すればなり

●第八十八項

孤立生

本問執行權發生の期如何に須臾と研究を藏らし置くの必要ありとす何となれば財産刑に關する執行權が裁判確定の日に發生すると納定期間に發生するとすは判の時期に關し區別の實益ある而已ならず犯罪人が限内任意に納完了したる場合の効力如何に區別を生ずべきものとす而して裁判確定の日に執行權發生するものとせば限内に爲したる任意の納完了は執行として効力あり反之期間満了の日に執行權發生するものとせば其以前に爲したる納完了は執行とするの効力なきものとす

夫れ以上の如き理由に基き斷按を研究するの要ありと雖も余輩は本案に就き簡便的に左の斷定を下さんと欲す
罰金は裁判確定の日より一月内科料は十日内に納完するの期限なりとすも執行權發生の期は一般の原則に従ひ裁判確定の日に發生し只納定期限内に強制手段を用ゆる事不能ものとす
此決定に對し問者は如何なる感ある

●第八十八項

古新山生

凡そ刑は裁判確定の日を以て執行權發生の期とするは一般の原則にして財産刑に於けるも亦異なる事なし仰即刑法第五十二條獨逸刑法第二十八條に犯人罰金を出す能はざれば之れを禁獄に換ふとあり我國刑法第二十七條に罰金納定期限の規定あるは蓋し金錢調達の細

防制するの實力を振ふの時機に達せざれば實行するも其効能なきものとす
夫れ以上の如き條件を附し是れを排斥するも余輩は徒に條件附裁判主張論者を痛罵するものにあらす反て論者の先見卓説に敬服するものなりと雖も如何せん今日我國の民衆に比し立論する時は切角の先見卓説も實地の効能を披露するより一般論者の信服し不能あるは余輩論者の爲め氣の毒の至りに耐へざるなり併し論者尙余輩に敬ゆる勇氣あらば遺憾無き筆戰を試む處あれ余輩敢て筆戰を辭せざるなり

●第八十七項

東海逸史

今や我が大日本帝國は日清戰等の結果榮耀たる一大光彩を歐米各國に輝かし改正條約は暫々其歩武を漸め内地雜居の實態復將に近きにあらんとす豈に盛ならすや然り此盛運に際し條件附裁判を執行する何の不可い之れあらん實に今日の好運に遭遇して之が實施の期を見るに到らざるは何等の原因あつて然る乎實に咄々怪事と謂はざる可らず是に於て一刻も早く實施の期運に到らんことを吾人は渴望して止せざるなり

●第八十八項

在奈良 洋々 散士

財産刑に關する執行權發生の期は裁判確定の日にあるが將納定期間満了の日にあるかと云ふに散士は納定期間満了の日にありとす故に現行刑法第二十七條にも一月内に罰金を納完せざる時にあらざれば換利處分を爲すことを得ず換言すれば一ヶ月の期間は罰金を納完する猶豫期間なるを以て此の期間内に強制して罰金を納完せしむる能はざるものなり

限を與へたる迄のものにして執行權發生の期は裁判確定の日にあるものと思ふ
●第八十八項 東海逸史
●第八十九項 在奈良 洋々 散士
本問實體的要點は強制放免の囚人衣類なきときは別房に留置するや將た懲罰費より支出して出監せしむるやと云ふにあり抑も監獄に新に入監するもの 絶對的に衣類なきの道理なし必ずや入監の際身に纏ひしものあらん最も夏期入監せしもの冬期に出監するときは或は只單物一枚を有することあらん然れども是等は單物の儘出監せしむ可きものなり若し一點の衣類無きものありとせば入監の際身に纏ひしものを領置官吏の過失により奪取せられたるか又は紛失したるときは固より之を補償せざる可からず故に眞に無一物裸體の儘出監せしむるが如きは事實あり得可からざる問題なり或は衣類に於て乳兒攜帶者が自己の衣類を盡く乳兒の衣類に仕立替へさせ自己の衣類も無き場合ありと云ふものあらん若し斯の如き場合ありとせば當局者の不注意と云はざる可からず何となれば自己の衣類を盡く乳兒の衣類に仕立替へを爲すが如きことは許可す可からざるものなり然れども若し誤て本問の如き事實ありと假せば監獄警署に監獄懲罰費の内より支出して衣類を給與し出監せしめざる可からず如何なる場合と雖も監獄の附加刑なきものを別房に留置する事を得ず蓋し刑法附則第三十二條を除くの外決して別房に留置せしむ可き場合なしと思考す

●第八十九項

吉田徳太郎
本問監獄慈善費を支出するの性質を有するものにあらざる亦放免の際に當り著用衣類なきを理由として別房に留置するが如きも未だ以て其正當を得たるの處置なりと賞揚する事不能然らば如何にせば可ならんか余輩は是等の場合に遭遇せんか監獄當局者は前以て市町村役場に照會し救恤費の支出を要め刑餘者を救恤するの外他に真摯なきものと信す知らず同者は余輩の意見に賛同を表せらるや如何に

錦城山人
後段を可と思考す理由衣類なきの故を以て別房に留置すべきものにあらざる別房に留置するは刑罰則第三十二條に依り万止を得ざる場合の殊例を定められたるものなり然らば監獄費に慈善費の目を設たる以上は是等に對し衣を與へ出監せしむるは人權を重する所以にして特別を慈善に歸するの法理に違つるものなり

第九十項

在奈良 洋々 散士

巡閱官若くは典獄に情苦を訴へんとするときは工場檢束看守は平素の行狀如何若くは情苦の如何に依て取次を爲すや否やとの事に就き實際の取次を質疑せられたり散士は其の實際の取扱如何は之を知らざれども爰に監獄規則の明文に依て之を答へんとす監獄規則五十條には明に四人懲治人及刑事被告人司獄官吏の處置に對し情苦を訴へんとするときは巡閱官警視廳警務部長北海道廳長官廳廳知事裁判官檢察官巡閱の際封書又は口述を以て申告することを得と規定せり故に是等の場合は直に申告を爲すことを得るものにして決して其の情苦の次第を看守に吐露す可きに及ばず換言すれば他人の之を知る事を選くるものなるを以て監獄規則封書云と規定せり然らば如何なる場合と雖

錦城山人
き其の情苦を巡閱者に訴へんとするときは決して之を妨ぐるが如きは監獄規則の許さる處なり

第九十項

錦城山人
本問は監獄規則第五十條に依り申告せんとするは彼の哀むべき囚人の司獄官吏の處置に對し情苦を訴ふものなれば何ぞ囚人の行狀如何を問を要せん況んや司獄官吏已に被告の地位あるに於てなや情苦の訴は囚人が行政上の處置に對し上訴の道を開き罰法に流かしむるとなきを期するの非常法なれば豈に斯る訴の時々ある答あらんや法律に従ひ規則に基き彼れ囚人を徳化せしめ本條を以て無用の徒文に歸せしむるは吾人の責務にあらずや

第九十項

鐵血生

本題は東看守たるもの苟くも囚人の情願を拒否するの權利あるや否やを研究せば自ら釋然たるものあらん余輩は戒嚴看守の職務上囚人の情苦を救済するの權能なき事を斷言して憚らざる處なり故に囚人より情願に係る事に獨り本題の場合而已ならず其の大小に拘らず執行權を有する相當官に報告し其指揮命令を待つて處理するの正當なるを承認す已に吾輩の如きは其分限を明にし囚人の情願を拒否する權能は一般看守になきものとせし實際に於ける取扱も此範圍を越せざる事に勉め居れり請ふ問者の疑は果して看守の權能に屬するものとせし處理せしめられつゝあるが如くは参考の爲め承知したし

第九十一項

在奈良 洋々 散士

本問質疑の要點は作業に熟練せる授業手を失ひたる爲めに拙作を來たし製品の低價を招きたるのみならず爲めに販賣の商路を亡び受買

第九十二項

在奈良 洋々 散士

質疑の要點は監獄構内に於て水魚を放畜し家禽及び獸類を牧育して在人の食糧に充つるの利害如何と云ふにあり散士は監獄構外と雖ども是等のものを牧育するは不可なりと思考す況んや監獄構内に於てなや今其の一二の弊害を掲ぐれば監獄の規律上不可なるのみならず感化上大に害あり何となれば之を殺害するに勢ひ囚徒の手を借りざる可からず果して然りとせば殘忍慘酷を囚人に示すものにして却て彼等の性質を惡化せしむる能はざるのみならず暴戾無道に陥らしむるものなり茲に牧畜屠殺に就ては監獄署が直に屠殺して可なるや將た屠殺規則に依て或る一定の場所に於て屠殺し相當官吏の立會を經可きや否やは未決の問題なるに於てなや若し相當官吏の立會を要し且つ納税す可きものとせば監獄經濟上及び衛生上偉大の便益ありと云ふ事をも思考するに於てなや然れども是れ固より散士一個の私見なるを以て質疑者果して此の解答に満足するや否や

第九十二項

青田生

已に發願者も言ふるが如く如何に監獄經濟上偉大の利益ありとすらも苟くも嚴正的に刑罰を執行し改良感化の實効を得んことを欲せば須臾く慰樂的に屬する作業を避くるの用意あるを要す彼の水魚の放養家禽獸類の牧育の如き監獄經濟を利するの點に於ては或は小補なきにあらずと雖ども今日我國雜居制度の治下に立つ監獄作樂として頗る不適當なる役業なりと言はざるべからず併し此點に就ては問者も相當の識見あるならめと考ふるを以て深く論究せず只だ監獄經濟の

錦城山人
命短氣短に對しては左の如く答ふんと欲す
監獄と受買人との契約書中其等損害賠償に關する條件の規定しある場合に當り監獄は其責任を任すべきものなるも若し契約書中此條件を認めざるときは如何に受買人に莫大の損害を蒙らしむるも監獄は損害賠償の責任を任すべきものにあらず
斯く認定を下すに雖ども監獄上の議論としては他に私見なきにあらざる事にして後日問を得ば監獄と受買人との紛々々として題し大に論究する處あらんと欲す

第九十一項

錦城山人

工總は囚人手藝相當の賃金を定め受買人より徴するものなれば敢て機織等の製造に依り囚人其者の手藝に好癖を生ずべきものにあらずと情すや斯る事實あるも監獄は損害を賠償の責任を任ぜず況れ囚人手藝相當の賃金を目的とし契約すべきものなればなり

上に於ては多少の拘捕なきにあらずと雖も監獄作業として煩る不測當の一言を以て答の責を盡せん

●第九十二項 錦城山人

吾輩は貴族に對し手な舉て賛成を表する能はざるを遺憾とす理由監獄の如きは真正に刑を執行する所なれば規模の作業の外監獄内に牧場の如きものも置くべきものにあらず吾輩屋なればいざしらず文明の今日に於て家畜家牛馬を飼ふに實に奇觀と云はざるを得不得是れ本問を發せざる所以なり

付官監獄外に於て牧場を設け内務大臣の認可を得監獄事業として之を牧育するは或は可ならんが明治五年の監獄規則第十一條を見れば已に之が必要を説けり大に參照の益あり

●第九十三項 在奈良 洋々散士

本問實監獄の要點は再犯執行中以前逃亡固なることを自白したるときは滿一ヶ年を経過するも逃亡以前に係る留置の貨物を下附す可きや否やと云ふにあり散士は無論下附す可きものにあらざるを以て漫取す可きものと思ふ所何となれば監獄規則第二十四條には明に逃走の日より滿一ヶ年を経過之れ受く可き者なきときは監獄懲罰の用に充つとあり即ち本問の如きは一年を経過したる後自首したるものなるを以てなり

●第九十三項 吉田徳太郎

本問は監獄規則第二十四條のあるあり一點の疑を生ずべき處なしと認むるも問者は如何なる疑の存するか余輩問者が本題を發せられたる理由を探究するに余づ苦しむ若し夫れ余輩を以て強て答を求めな

今日世人の所謂六種傳染病を指したるものならんが

●第九十五項

吉田生

執ら監獄規則及監獄規則施行細則を按ずるに本問の如き流行病及傳染病發生云々の規定なし是れ余が不明の致す處歟而て監獄規則施行細則を探究するに其第七十四條以下數條に於て傳染病流行の際に於ける取扱方の規定あるも毫も疑義の存すべき文字を使ひたる處を發見せず若し夫れ行刑法に如斯き文字を使ひたる處ありともし余輩が卑評を加へんか流行病と云ふも傳染病と稱するも別に其病に區別あるものにあらず何となれば傳染病の傳播を極め蔓延の速しある時は世之を稱して流行病と呼べなり故に傳染病發生するも未だ蔓延の勢力を逞ふするに至らざれば流行病と稱する事を得ず則ち流行病なるものは必ずや傳染病を帶ぶる處の病廣く蔓延したる時の形容詞とて謂ふならめか問者若し其種を極めんと欲せば醫學博士の門を叩け多謝々々

●第九十五項

傳染病は六種傳染病にて流行病は時候並に地方に限り傳染にあらずして流行するものと云ふ

●第九十六項

吉田徳太郎

吾輩にては副業とせず亦科程外としての工錢をも給與せず則ち本問の場合には先づ一日の科程を標とし服役時間に応じて部科し工錢を給與するの制を取れり而て此制を執る處の監獄獨り吾輩而已ならずるやに聞けり問者の疑は夫れ果して如何

●第九十六項

本問副業に對する給與錢を與ふるを可とす理由終日に未だざる作業

ば余輩は無論沒收すべき而己と言はん而已問者深き理由あらば幸に教示の勞を吝む勿れ余輩敢て蛇足の勞を辭せざるなり

●九十三項 錦城山人

監獄規則第二十四條の法文は滿一ヶ年を経過て受取人なきときは於て始て沒收すべきものなれば其手續未済中已に受取人の知れたる以上は之を強て沒收するの必要なしと思ふ

●第九十四項

在奈良 洋々散士

囚人を他監に押送するときは何合食を給するやと云ふにあり散士は其の實地の取扱ひ振りは之を知らずと雖も是等は別に明文無きを以て其の押送せらるる囚人の身體強弱及年齡の如何と行路の難易に依て隨意に定むるを可とす如何なる囚徒にても盡く六合食を給與するは正當にあらず何となれば幼者老者の如きは多食せざるを以てなり

●第九十四項

鐵血生

吾輩の如き監獄規則第二十八條に囚り刑事被告人及無定役囚には總て四合食を給與す從て他監に押送する囚人は其日無定役囚に準じ四合食を給與せり問者夫れ其處作を誤るものと認むるや如何に

●第九十五項

洋々散士

監獄規則施行細則第四十三條の流行病及傳染病との差違如何と云ふにあり此の差違を明確に爲すも何等の利益なし假令傳染病を以て流行病とするも又は流行病を誤て傳染病と爲すも何等の弊害なく其に監獄事務を執行するに過ぎざればなり然れども強て其の區別を爲さば流行病は廣義の意味にして凡ての感染す可き病氣を云ひ傳染病とは

に従事せしむるは万止を得ざるものなり然れども就役の都合により終日に未だざる役に服せしむるときは必ず副業に就かしめざるべからず已に副業に就かしめ給與錢を受くべき資格あるものには其工錢の割合を以て之れに給與錢を給與するは理の當然にして亦疑を存するとなしと考ふ

●第九十六項

在奈良 洋々散士

副業を科したるときは科定外の工錢を給與す可きや否や實際の取扱ひ如何と云ふにあり散士は實際の取扱振りは之を知らずと雖も終日に滿たざる作業を科したる爲め副業を爲さしむるものなるを以て副業を盡く科定外として科定外の工錢を給與す可きは至當にあらずと思ふ

●第九十七項

在奈良 洋々散士

質疑の要點は監房内に筆墨を使用せしむるの弊害如何と云ふにあり我國現今監獄の模様を見るに筆墨を許可せざる今日に於て彼等囚徒は衣類の縫製を以て文字を認め密書を監外に傳達することを聞知せり若し之を許可せば彼等は巧に監獄内の事情を社會に報道することを得ん果して然りせば自由刑の目的何れに存するか是れ筆紙墨を監房内に使用することを禁する所以なり

●第九十七項

錦城山人

本問は弊害なしと考ふ理由筆墨を害用するの虞なきものに對し筆墨を與ふ何の弊が之れあらん只筆墨を害用する虞なきものと認定するの困難なるを如何せん之れを認定するの明あらば其の必用に應じ之れを許可するも治獄上敢て大なる弊害あるを認めず

●第九十七項

孤 立 生

我國現行雜居制度の監獄に於ては時期尚早を以て本題を排斥せざるべからず而して雜居制度の監獄に於ては何故に本按の實施をして時期尙早と云ふが曰く左の大弊害を醸すの虞あればなり

- 一 社會と通謀するの重大を生ずる事
- 一 羣衆傳播の好機を供する事
- 一 筆墨をして慰安物視する事

以上は只だ其弊の梗概を示したるに過ぎず而して彼の個人的待遇の主眼に基き是を許したらんには毫も其弊の生ずる虞なからんと思はる論者あらば余輩は謂はん論者未だ我國に於ける自由刑執行の實地を穿たず遂に卓上一篇の空理空論に陥りたるものにはあらざるなきを

第九十八項

在奈良 洋々 散士

實疑の要點は食物の賄求を一定の信用ある辨當屋に命じて支給せしめ若くは監署に於て直接之を賄ふは取扱上便益あり各地實際の取扱如何と云ふにあり散士は實際の取扱は之を知らざれども是等は共に弊害あり殊に監獄署炊事場に於て賄求食物を調理するが如きは其の弊害云はすして明なりと思考す

●第九十八項

吉 田 生

實疑の如きは問題に言へるが如き信用ある辨當屋をして支給せしめつゝあり實地に依れば其間毫も弊害の生ずるなく至極便利の方法なりと認めり問者の地方は如何御序の節實況を報ぜられよ

●第九十九項

吉 田 生

今設改正對等條約實施の期切迫し外人内地雜居の目前にあるの秋に當り治獄上識者の研究を凝らすべき焦眉の問題不 愁と雖ども就中本題の如きは緊急的研究を要すべき問題に屬す

夫れ四人正坐の美は美なりと雖ども果して正坐の法を美風なりとし永く保持する事を得べきや否余輩は時世の變遷を以て美風論者の熱血冷知ならざらしめん欲するも得ん哉と喝破せん而已而して正坐の美に換ふるに如何なる方法を要むべきかは世の識者已に明按のあるらん余輩何ぞ好んで今更新しく其方法を講ぜん設併し識者の明按にして余輩の意見と異なるものあらば余請 其時を撰ばず反駁の勢を辭せざるなり

●第百項

孤 立 生

余輩現行四人勸査内規の改正を望むや久し然れども未だ改正發布の期に至らざるは余輩の常に恨事の 一とする處なり而して余輩が改正を望むの要點たる他なし先天生の意見と異なるなり則ち刑期の長短を通じて同一の起算方を取るは尤も不可とする處なり夫れ果して然らんか如何なる方法に依るを以て可なりとするか余輩は須臾く左の標的を以て改正せられん事を欲す

- 一 輕罪は一年以上の刑期に就て勸査の期を置く事
- 一 重罪は刑期の半を以て最終の勸査期限とする事

以上二條件を以て標的たらしめん事を欲するも輕罪一年未満の勸査方法重罪四の刑期中ばを經過したるものゝ行狀監督法に就き大に論究せんを欲するも此は須く後日を俟つて論ずる處あるべし

●第百一項

鐵 血 生

總因教誨は實業と一般無知無識に屬す換言せば能書程の効なしとす故に教誨の効顯著ならん事を欲せば宜しく分類教誨法乃至は個人的教誨を擴張するを要す總因教誨の如き寧ろ全廢して教誨の尊尙を保持するの策に依るべし余輩は教誨に重きを置くと同時に教師師の一言一句は苟くも囚人をして頭腦を去らしめざる用意あるを望む而して無効無益なる總因教誨を全廢するも毫も教誨感化に影響を及ぼさざる事は余輩地球大の印紙を貼用して保証する處なり

●第百二項

吉 田 生

假令老老の囚人と雖ども一定の工場に出だし就役せしむるを要す彼の監房に於て就役せしむるものゝ如きは監獄紀律 勵行上の妨害物たる廢疾者則ち盲目者位に限定し置くべし年齡に依り就役の場所を異にするの必要は今日は未だ是を認めざるなり

●第百三項

孤 立 生

吾輩の如きは禁日免役に相當するも過度に食糧を減ずるの方策を執らず大概一合減を以てす例之平素八合食のもの七合に七合食のもの六合と云ふが如し問者若し意見あらば御序の節承りたり

●第百四項

孤 立 生

昔は監獄職員に對し貯金の方法を設けありしとは久しく監獄に在職するものより聞く處なり然るに今は如何此美風の存しある監獄日本全國中にて幾千ある余輩は獨り監獄而已ならず凡そ人を以て團結事

業に従事する場所は當局者に於て職員貯金の方法を設けられ職員をしし不時の用に供するの便に出でられん事を監獄當局者たるもの孤立の意見を採納するに吝なるなきや如何

●第百五項

鐵 血 生

一朝外人内地雜居を開放し外國人を我國監獄に拘禁する場合に當り果して拘禁上嚴格主義に出でらるべきや將た寛容主義を執らるべきは今より豫想し不能る事に屬すべしと雖ども余輩は監獄改良進歩の域に達するに俱に益々監獄擧外の取締を嚴密にするの必要ありとす然るに今日は何れ果して監獄擧外取締の周到しつゝあるか余輩は啞然として右を左顧する而已思ふに監獄擧外取締の周到するものは蓋し取締當任の權域明かならざるに基出するなきや余輩は行刑官は時々監獄の内外を巡視すべしとの規定あるを知らざるにはあらずと雖ども擧外取締の權は行政警察の範圍に屬すべき性質のものに認むるもの願くば政府に於て確切的取締規則を新定し取締の周到を期せしめられん事を鐵血は斯道の爲め政府の當務諸公に切望して止まざる處なり

●第百六項

金 城 生

強制的に貯金方法を設くることは穩かならざるやに考慮せり余輩は強制的よりは寧ろ勸誘的に貯金方法を設くるの良法にはあらざるかを認む何となれば強制的に貯金方法を設くるとせば或る一部に貯金せしめ亦に或る一部に貯金せしめざる如きは到底爲し得べからず貯金方法を設くるには一つは職員全体の日用に於ける費消額までも監査せざるべからず殊に當今は物價騰貴地方の情況により困難なる地あり

りさせん強制的に貯金方法を設け却て官吏たる感懐を汚損するの夫
体あらんか強制的貯金方法をして永遠に保続する能はざるの事情を
顧さん然りと雖も彼の貯金方法は多額の貯金にあらずして少額なり
然れども海給の人は少額の使用方にまで注心算のあるべきこと、信
ず蓋し余輩は貯金方法を設るに就ては至極賛成をなす然れども強制
的と謂ふことは將來差支を生ずることなきやを慮る故を以て余輩は
勸誘的に出でられんことを望む

●第百六項

吉田徳太郎

典獄は當然應ずべきものにあらず斷然拒否の職權を有するものとす
從て戒護吏員及び逃走役の責任に就き是非するの要なきに至れり嚴
島生此簡單なる答辯に服するや如何に

●第百七項

吉田徳太郎

利事被告人に對する制裁法を置かん事を欲するは則ち監獄社會の輿
論なり而して現行利事中利事被告人の制裁なしと雖ども監獄紀律保
持の必要と典獄の機能に固り獨居房拘禁或は別席並立注等人權を侵
害せざるの限りに於て相當の措置を施らすも敢て違法の處置にも是
れ勿るべきか問者夫れ同意するや如何に

●第百八項

吉田徳太郎

吾輩に於ては監房に睡臺を置くの必要なしと認め備附ざるを以て其
製法形等を示すに道なし只だ願くば各府縣俱に違法に屬せざる限り
は可及的監房内に無用の器具を備附けざる指針を執られまほし併
し肺病者等には陶器製の形丸きものを用ひ居れり

